

島根史学会会報

論文

第 54 号 | 2016. 8. 31

論文
近世石見における彗星に関する知識の伝播
| 『慧星論』を素材として

明治期島根県出雲地域における陰陽連絡鉄道計画
明治二〇年から明治三二年に至るまでの動向 |
杉龍 : 一〇頁

資料紹介
大田市所在の獅子文兵庫鎖太刀と銅造阿弥陀如来坐像
鳥谷芳雄 : 二七頁
時評
初代松江警察署庁舎の文化財指定までの道のり
沼本龍 : 一〇頁

安高尚毅 : 五〇頁

近世石見における彗星に関する知識の伝播 —『慧星論』を素材として

杉岳志

はじめに

島根県立図書館に、『慧星論』と題された史料が所蔵されている

(1)。『国書総目録』にも、中村士・伊藤節子編著『明治前日本天文暦学・測量の書目辞典』にも掲載されていない、九百字ほどの短い文章である。おそらくは、これまで研究者の注意を惹くこともなく、書庫で保管してきたのだろう。本稿はこの『慧星論』を分析し、近世石見における彗星に関する知識の伝播の一端を明らかにする。

前近代の民衆の彗星観に関する通説的な理解に、彗星を凶兆視し恐れたというものがある。日本人の天文觀を通時のに論じた廣瀬秀雄は、近世後期の天文学者が彗星を天変視しなくなつた後も、一般

の人々は「彗星の出現によつて、相変わらずむかしながらの凶星祈禳の騒」を繰り返したと評価した(2)。

しかし、右の評価は具体的な事例の検討を通じてなされたものではなく、図式的な評価と言わざるを得ない。彗星の出現という事態を理解しようとする民衆の當為を正当に評価するためには、事例の検討を積み重ねることが不可欠である。

こうした問題意識に基づき、筆者は天変に対する近世の民衆の反応を具体的に検討してきた(3)。その結果、時期や地域、階層など様々な要因により人々は天変に対し多様な反応を示していたことが明らかになつてきた。石見の事例を取り上げる本稿は、一連の研究の中に位置づけられるものである。

一、『慧星論』の概要

『慧星論』の内容を分析するのに先立ち、その概要を説明しておこう。

(一) 伝来

『慧星論』は、石見国那賀郡敬川村（現島根県江津市敬川町）の仁井屋に伝来したと考えられる史料である。史料の原本を実見する機会はこれまでに得られていないが、その釈文が鶴田真秀氏による同家旧蔵史料の釈文の綴に収録されている⁽⁴⁾。綴の扉には「島根県江津市嘉久志町三浦家文書」と記されているものの、表紙に「敬川村仁井屋」と記されていること、また綴の中身は敬川村の仁井屋に関わる文書が多数を占めていることから、『慧星論』を含む一連の史料は仁井屋に伝来したと考えてよいだろう。

鶴田氏による仁井屋旧蔵史料の釈文は、島根県立図書館・米子市立図書館・江津市図書館の三館で所蔵されている。そのうち、島根県立図書館と米子市立図書館の所蔵する釈文は鶴田氏の直筆、江津市図書館の所蔵する釈文は米子市立図書館所蔵釈文の複写である。前二者を比較すると、島根県立図書館の釈文には誤字を修正した箇所がみられるが、米子市立図書館の釈文にはそうした形跡が認められない。また、島根県立図書館の釈文の余白には、原史料の「芒」という文字をそのまま転写したと思しきメモが残されている。こうした点から、原史料を解読・筆写したものが島根県立図書館の所蔵する釈文、それを清書したものが米子市立図書館の所蔵する釈文であると推測される。本稿では、相対的に原史料に近いと判断した島根県立図書館所蔵の釈文を使用し、適宜米子市立図書館所蔵の釈文を対照することとする。

(二) 旧蔵者

『慧星論』の旧蔵者と考えられる仁井屋は、敬川村の上層百姓であった。享保十四年（一七二九）から元文三年（一七三八）にかけて仁井屋善助が庄屋を務め⁽⁵⁾、享保十六年（一七三二）には城詰御用米見分使の二名が村内の坂野屋と仁井屋に分宿している⁽⁶⁾。見分使宿泊の一件から、享保年間の仁井屋は敬川村で一・二を争う有力百姓であつたことがわかる。

その一方、仁井屋は同時期に経営に失敗したようで、享保十七年（一七三二）に四石五斗余の田地を十年間の年季売に出している⁽⁷⁾。その後も事態は好転せず、寛延三年（一七五〇）には仁井屋甚右衛門が十七石三斗余の田畠屋敷山林を永代売で手放すこととなつた⁽⁸⁾。それ以降の状況は詳らかでないが、慶応元年（一八六五）、古借と新借がかさんで自力で返済できなくなつた仁井屋善一郎が懶母子への参加を呼びかけている⁽⁹⁾。

(三) 史料名

管見の限り、「慧星論」との表題を持つ史料はこの他に見出しきとができるない。はたして、これが「彗星論」の誤記という可能性はあるのだろうか。

国文学研究資料館の提供する「日本古典籍総合目録データベース」で「彗星論」を検索すると、五点がヒットする。しかし、それらはおそらく「慧星論」とは別内容の史料である。五点のうち、筆者の実見した①麻児釘著・馬場貞由訳『彗星訳説』（日本学士院ほか所蔵）、②伊藤東峯『彗星論』（天理大学附属天理図書館古義堂文庫所蔵）、③稻垣定穀『彗星論』（津市図書館稻垣文庫所蔵）の三点はいずれも『慧星論』とは別内容であった。④『塩谷翁彗星論』（金沢市立玉川図書館近世史料館蒼龍館文庫所蔵）は未見であるが、後述するように『慧星論』の著者は「塩谷翁」とは別の人物であること

から、やはり別内容であると推測される。礒川文庫旧蔵の⑤『尾星考 訓星略説彗星論水星論』との異同は、同文庫が戦災で焼失したため不明である。

内容が異なるとはいって、「彗星論」という表題の史料が複数存在する以上、「慧星論」が「彗星論」の誤記である可能性を否定することはできない。だが、筆者は誤記ではないと考えている。なぜなら、近世には「彗星」の音読みに「すいせい」と「けいせい」の二通りがあり、「慧星」と表記する場合もあつたからである。当時の

辞書である節用集の一つ、享保二年（一七一七）に刊行された『和漢音訛書言字考節用集』では、「彗星ハ音遂ヒ、或ハ音恵」と説明されている¹⁰。「遂ヒ」と「恵」はそれぞれ、「すい」「けい」であろう。安政五年（一八五八）のコレラを扱った風聞集『疫癆雜話街廻夢¹¹』では、「彗星」に「けいせい」と振り仮名が施されている。「彗星」ではなく、「慧星」と表記する事例としては、旗本森山孝盛の日記をはじめ複数の日記を挙げることができる¹²。

原史料を実見していない現状では明確な結論を出すことはできないが、本稿では史料の表題を「慧星論」（けいせいろん）として議論を進めることにしたい。

（四）作者・書写者と成立時期

『慧星論』の作者と書写者については、史料の末尾に次のように記されている。「儒僧場端生謹書／延享元年五月十一日／井原村満行寺／林端同書」（／は改行を示す）。ここから、『慧星論』の作者が「場端」なる僧侶であること、そして石見国邑智郡井原村（現島根県邑南町井原）満行寺の「林端」が延享元年（一七四四）五月十日に書写したことが判明する。林端の書写した内容が敬川村の仁井屋へと伝わった経緯は、残念ながら不明である。作者の場端・書写者の林端とも現時点では未詳であるが、満行寺は浄土真宗本願寺

派の寺院であることから¹³、林端は同派の僧侶であると推定される。

成立時期は、彗星の出現時期として本文中で言及のある寛保三年（一七四三）十一月下旬から、林端によつて書写された翌延享元年（一七四四。二月二十一日に寛保から延享へ改元）五月十一日までの間と特定できる。場端は彗星を実際に目撃し、その経験を踏まえて本史料を執筆したのだろう。

二、『慧星論』の内容

『慧星論』は、彗星¹⁴を兵乱の前兆とする彗星観について質問した老夫への回答という形式をとつてゐる。一老夫に仮託した形になつてゐるが、実際にこうした質問を受けたこともあつたのかもしれない。

この問い合わせして場端は、彗星が出現する原理を根拠に、彗星を兵乱の前兆とする説は取るに足らないと退けてゐる。彼の説明する彗星出現の原理は、次のようなものである。

太陽の氣が地中に入つて土を温めた際に土中に水気が少ないと、地火の勢いが盛んになり、地火と土気が一緒に上昇する。これが空中で冷湿の気に出会つた場合は雲となつて散り、陰雲に包まれた場合は雷電となる。雲にも冷氣にも遭遇せざ上昇しきつた場合、勢いが弱ければ流星、強ければ石となつて星隕となる。石になる場合よりもさらに勢いが強いと彗星になる。彗星は地火が天中にとどまつたものであり、吸い上げられた地中の水沢の気が星の中に流れ込んで箒のような形になる。したがつて、箒のような部分は光ではない。

この説明によれば、彗星は地中の地火と土気が上昇して発生するものであり、条件によつては雲・雷・流星・「星隕」にもなる。そして、私たちが現在彗星の尾と呼ぶ部分は、彗星によつて地中から吸い上げられた水沢の気であり、光ではないという。

彗星がこのように気の原理で発生する以上、彗星が人間によつて引き起こされる兵乱のような出来事の前兆ということはありえなかつた。ただし、彗星が出現することで大風・大旱となつたり、地火である彗星に体内の水気を吸われた人が温病を病むことがあるとされる。

以上が『慧星論』の内容である。雲から彗星に至るまで諸現象の発生を体系化したこの説明は説得的であり、一読しても矛盾を見出しができない。私たちは彗星が周期的に出現する天体であると知つてゐるのでこの説明が事実に反すると判断することができるが、そうした知識を持たない人々には合理的なものと映つたのではないだろうか。少なくとも、これを荒唐無稽な説として一蹴することはできなかつたはずである。

『慧星論』が執筆された寛保三年（一七四三）～延享元年（一七四五）当時、このような彗星觀は特異なものだつたのだろうか。あるいは、ありふれたものだつたのだろうか。ここに示された彗星觀は、何かを下敷きにして形成されたものなのだろうか。こうした点を明らかにするため、次章では近世日本における彗星觀を概観することにしよう。

三、近世日本における彗星觀

近世日本においては、複数の彗星觀が流布していた⁽¹⁵⁾。それらを大別すると、（一）彗星を前兆視するもの、（二）彗星を前兆視しないもの、（三）彗星を星ではなく氣とするものの三つとなる。

（一）彗星觀その一 彗星は前兆である

彗星を前兆とする彗星觀はさらに、①彗星は凶兆である、②彗星は天の戒めである、③彗星とは別種の星で吉兆であるの三つに分類することができる。順番にみていく。

まず、①の彗星を凶兆とする彗星觀である。『慧星論』の冒頭にも記されていたように、彗星を兵乱などの凶事の前兆とする考え方が古来からあつた。彗星を凶兆視する記録は近世を通じて残されており、時期による程度の差こそあれ、彗星を凶兆とする考え方は近世社会に根付いていたと考えられる⁽¹⁶⁾。

次に、②の彗星を天の戒めとする彗星觀について。十二世紀初めから十四世紀にかけ、朝廷と鎌倉幕府は彗星出現時に新政の發布や改元といった措置を取つた⁽¹⁷⁾。著名な永仁の徳政令は、彗星の出現を契機として発令されたものである⁽¹⁸⁾。

近世においては、幕府の儒者林鷺峰が寛文八年（一六六八）の「白氣⁽¹⁹⁾」と江戸大火を天譴と解釈した。また、大老の堀田正俊は、天和二年（一六八二）の彗星を前にして自らの行いと政治を省みる將軍徳川綱吉の姿を描いている⁽²⁰⁾。

被治者の側にも、彗星を天譴とする見方がある程度普及していたようである。戸田茂睡は、天和二年（一六八二）に彗星が出現した直後のこととして、「天に変ミゆるときハ、まつりごとをあらため、民のうれいをすくい、世の安穩なる事をなす」はづだが、綱吉の政務に変化がなかつたのでこの彗星は「出そこない」と「江戸童ども」が噂したと記している⁽²¹⁾。「江戸童ども」が具体的にどのような人々を指すのか定かではないが、為政者以外の層にも彗星を天譴視する人々がいたことがわかる。

統いて③であるが、特筆すべきは彗星を「稻星」あるいは「豊年星」とするフォークロアである。近世中期以降、日本の各地では彗星が出現するたびに「稻星」や「豊年星」が出現したとの情報が流れ、豊作の兆として歓迎された。「稻星」「豊年星」のいづれも天文書その他の書物で星名を見出だせないことから、これらは民間で生まれたフォークロアであると考えられる。

(二) **彗星觀その二****彗星は前兆ではない**

彗星は前兆ではないとする彗星觀は、(1)日食が予測可能となつたことを根拠に彗星を前兆視しないものと、(2)西洋の近代天文学に立脚して前兆視しないものに分類することができる。

彗星の出現も日食と同様にいすれ予測可能になるとして彗星を前兆視しない見解は、十七世紀末の時点で確認できる。元禄二年（一六八九）に刊行された天文書『天文図解』は次のように述べて、彗星を凶事の前兆とする考え方を異議を唱えた。

古今怪星出テ吉アリ凶アリ、吉凶スベテ常ナリ、古人日蝕ヲ変ト記ス、古曆疎闊ノ故ナリ、今既ニ蝕ヲ常トス、物トシテ其数ヲ遁レサル故ナリ、彗星ノ属ヒ推シテ知ルノ術有ン、後人ヲ俟ノミ⁽²²⁾、

こうした見解がどれほど社会に浸透していたのか、史料上確認することは難しい。彗星の出現が変事とみなされなければ、記録には残りにくいからである。管見の限り、「彗星亦日蝕の類のみ、然れども未だ其の見るるを推すの術を知らず、抑も氣聚て時に臨みて見る者か、未だ其の由る所詳らかならざると雖も、彗星に因つて禍を言ふべからず⁽²³⁾」（原漢文）と主張した荷田在満の『彗星私弁』（寛保四年〈延享元年、一七四四〉奥書）が唯一の事例である。

一方、彗星は一定の軌道上を周回する天体であるという近代天文学の知識は、『慧星論』が執筆された時点ではまだ知られていないかった。この新しい彗星觀が日本に入つてくるのは、十八世紀末のことである。

本においてもつとも広く読まれた天文書の一つとされる⁽²⁴⁾。

十八世紀に出版された啓蒙的な天文書の多くは、『天經或問』の影響を受けて彗星を氣の原理で説明した。のちに『刻白爾天文図解』（文化五年〈一八〇八〉刊）で近代天文学の彗星觀を紹介することになる司馬江漢も、『和蘭天說』（寛政七年〈一七九五〉刊）では彗星を氣の原理で説明している。こうした啓蒙的天文書を手にした読者もまた、彗星を氣とする説に触ることになった。

以上、六つの彗星觀を概観してきたが、『慧星論』が（三）の系統に属することは明らかであろう。彗星発生の仕組みを氣の原理で体系的に説明した『慧星論』の説は、作者の場端が独自に打ち立てたものではなかつた。それは『天經或問』の影響のもとに作成されたものだったのである。

では、『慧星論』は『天經或問』の内容をそのまま引き写したものなのだろうか。あるいは、『天經或問』を下敷きにしながら独自の見解を盛り込んでいるのだろうか。章を改めて検討することにしよう。

四、『慧星論』と『天經或問』

次に引用するのは、『慧星論』およびそれに対応する『天經或問』の文章である。傍線部がそれぞれ重なり合う部分を示している。引用に際しては、『慧星論』は内容ごとに改行して丸番号を付し、旧漢字を現行の漢字に改めた。訛文はところどころ意味の通らない箇所があり、鶴田氏の誤讀があるものと思われる。本来の字が推測できる箇所については候補を示したが、一部は不明とせざるを得なかつた。『天經或問』は訓点に従つて書き下し、適宜送り仮名を補つた⁽²⁵⁾。

(二) 彗星觀その三
彗星は星ではなく氣である

彗星を星ではなく氣とする彗星觀は、西洋天文学を漢訳した中国の天文書『天經或問』（游藝著、一六七五年序）を通じて普及した。同書は寛保十五年（一七三〇）に訓点本が出版されており、近世日

西の大そらに慧星顯れて長キ事丈余、極月下旬に至りて先増々大にして、長事敷「まゝ、疑数か」原注」丈、一老夫即問之、古来より慧星ハ兵乱の相也と世に云伝るハ如何、答、慧星の事、古今天学の書に弁有りと雖も、なを其迷「ママ」意を知ざるの俗徒さまく怪実「本書如此」原注」を談す、明「ママ、仍力」て尋にしたがい、其意趣を奉鉄「ママ、説力」て貯「ママ」る事左の如く、『慧星論』

①抑此星の起事は、日論「ママ、輪力」大陽の氣、地中に入て土を温む、土中の水氣、これにふれて雲露生ズ、しかるニ、もし久敷日でり等繼きて、地中に水氣少キ時ハ、土弥乾ひて、地火の勢盛也、此とき地火誘土氣登て、土穴に火を焼けば、其火・砂を吹登ことし、『慧星論』

①日光地ニ徹レハ。則温熱生ス。温熱地ニ入り。積テ乾燥ト成ル。燥乾之極。氣ニ乗シ火ト成ル也。火氣盛レハ。必ス伸ト欲ス。則氣ニ乗シ衝テ上ル。『天經或問』

火氣下ヨリ土ヲ挾ミ上升シ。『天經或問』

②此氣若シ空中にて冷湿の氣ニあへば、雲となりて散ず、若空中ニ而陰雲に包ニなれハ、雷電と成ル、『慧星論』

②雲雨ニ遇ヒ鬱裹ル、者ハ。即逆裂シテ雷電ト成ル也。『天經或問』

③雲にも包まれず、冷氣にもあわすして、無悉「ママ、慈力」火降「ママ、際力」迄テ登りつめたる物、勢弱きは流星と成りて散し、強きは石と成りて地ニ落る星隕と成ル、石とは是也、其石ハ彼誘れて登りたるより「ママ」砂のかたまり也、落たる最初ハ、瓦等焼て竈より出したる時のごとく、熱して手もさわれ

ぬ物となり、『慧星論』

③陰雲ニ遇ハズ雷電ト成ラズ。空ヲ凌ギ直ニ突キ。火際ニ至リ。火ハ自ラ火ニ帰ス。挾ミテ上ルノ土。輕微ニシテ熱燥ス。亦炱煤ノ如シ。勢ニ乘シテ直ニ衝キ。火ニ遇ヘハ便チ然ニ。状薬ノ引クガ如シ。今夏月ノ奔星是也。其土勢大ニ盛ナル者ハ。声有リテ跡有リ。下リ地ニ及テ。或ハ落星之石ト成ル。初テ落ル之際。熱摩ツベカラズ。墳器ノ初テ出ルガ如シ。『天經或問』

④此石と成りて落るよりも尚勢強キ物は、中に凝り止りて、此星と成ル、『慧星論』

④若シ更ニ精厚ナレハ。結聚シテ散セズ。晶宇ニ附キ。即チ彗孛ト成ル。『天經或問』

⑤此星出起らんとしてハ、必ず大風・大旱有ともいへり、知るべし、『慧星論』

⑤凡ソ彗将見。必ス大風・大旱多シ。『天經或問』

⑥扱箒の如なる形見ゆる事は、此星は地火のかたりて「ママ」天中に止りたる物なれば、天火ハ降るを性とし、地火の昇るを性としけるとて光り多、勢なを地中暁「ママ、澆力」沢の氣を吸登す也、吸れて登ル水沢の氣、星の中に流込処ニテ、箒の如くなる形見ゆる、されハ光りにハ非す、『慧星論』

⑦頑「ママ、朝力」半以後東にあらわるゝ時ハ、箒西に指し、夜半以前西に顯る時ハ、箒東へ指す物也、尚亦四方へ引事も有り、此を角無「ママ、芭力」といふ、至極に久敷ものも、百日にして減ぜざるハなし、『慧星論』

⑦芭長ク四出スルヲ角ト曰。芭長シテ偏出スルヲ彗ト曰。彗之芭

ハ之正旗ト謂。晨ニ東方ニ見レハ芒ハ則チ西ニ指ス。夕ニ西方ニ見レハ。芒ハ則チ東ニ指ス。而シテ附麗日久クシテ勢ヒ尽キ力衰フ。漸ニシテ乃チ微減ス。故ニ彗星百日ニシテ滅セザル者無シ。(『天經或問』)

(8)亦人の身中水沢の氣をも吸がゆへに、人温病をやむ事有ともいへり、(『慧星論』)

(8)又災病ヲ主ル。彗ハ燥氣ヲ喩動スルヲ以ナリ。人間水沢之処ヲ流动ス。(『天經或問』)

されば兵乱の相なと云事愚、抑庸夫の談にして取べきにたらすと云へとも、災病・多荒を主ると有れば、慎む事となん元へ(ママ、云力)伝る、

儒僧場端生謹書

延享元年五月十一日

井原村満行寺

林端同書(『慧星論』)

『慧星論』で彗星の発生原理を論じているのは、①から⑧までの箇所である。『天經或問』とは議論の順番が異なるので両史料並べただけでは異同がわかりにくいが、対応する箇所を抜き出して並べ直すと、『慧星論』が『天經或問』(あるいは『天經或問』の読み下し文をそのまま転載した『初学天文指南⁽²⁶⁾』。以下同様)を下敷きとして執筆されたことがよくわかる。④・⑤・⑦・⑧は、完全に『天經或問』と同内容である。①・③は『天經或問』にはみられない内容を含むが、大枠はやはり『天經或問』を踏襲している。

両史料間で最大の違いは、彗星の尾について説明した⑥である。

『慧星論』が彗星の尾は地中から吸い上げられて星に流れ込んだ水

沢の氣であると説ぐのに對し、『天經或問』は彗星の形状を説明するにとどまっている。『慧星論』は基本的に『天經或問』を典拠として執筆されたと考えられるが、⑥の一節は『天經或問』を典拠とせずに執筆されたとみて間違いない。

では、彗星の尾は水沢の氣であるという『慧星論』の説はどこからやつてきたのだろうか。可能性としては、他の書物を典拠にした、あるいは著者である場端が独自に考案したということが考えられるが、管見の範囲では、彗星の尾を水沢の氣と説明する史料は『慧星論』の他に見出すことができていない。今後の調査で史料が発掘される可能性も残されているが、現時点では、この部分は場端が独自に考案したと推測される。

五、『慧星論』の位置

第二章から第四章までの三章にわたる考査により、『慧星論』は『天經或問』を下敷きとしつつ、部分的に独自の説を盛り込んだ史料であるとの結論を得た。最後に考えたいのは、『慧星論』が同時代の中でのよう位置づけられるかという点である。『慧星論』は『天經或問』に由来する新しい彗星観を取るが、同時代の人々はどういう彗星観を抱いていたのだろうか。

『天經或問』に由来する彗星観の受容を考える上で興味深いのが、朝廷で天文を司る陰陽頭の事例である⁽²⁷⁾。近世中期の陰陽頭土御門泰邦は、明和六年(一七六九)に出現した彗星を凶兆視し、祈禱を実施して凶事を避けるよう上奏した。彼は『天經或問』を読んでいたが、その説を採用することはなかった。それから三十五年後の文化四年(一八〇七)、陰陽頭土御門晴親は朝廷に對し、彗星を恐れる必要はないと主張する。その根拠となつたのが、彗星を氣の原理で説明する『天經或問』であった。この一連の経緯は、十八世紀後半に『天經或問』の説が普及・浸透したことを象徴的に示してい

る。

しかし、延享元年（一七四四）の時点で彗星を氣の原理で捉えていたことが判明する事例は、『慧星論』を除いて二件しか見出していない。その二件とは、第三章で引用した荷田在満の事例と、のちに幕府天文方に就任する西川正休の事例である⁽²⁸⁾。

荷田在満は「彗星亦日蝕の類のみ、然れども未だ其の見るるを推すの術を知らず、抑も氣聚て時に臨みて見るる者か、未だ其の由所詳らかならざると雖も」（傍線引用者）と気が凝結することで彗星が発生するという説に言及している。彼は知識として『天經或問』の説を知っていたのだろう。しかし、疑問文になつているところをみると、その説に完全には納得していなかつたようである。

西川正休は寛保二年（一七四二）二月に彗星について將軍徳川吉宗の下問を受け、見解を書付に認めて提出した。中田主税の隨筆『雜交苦口記』（明和六年（一七六九）自序）に収録された正休の書付によると、彼は彗星を氣の原理に基づいて説明し、「吉凶之儀は陰陽師の徒の申事ニ而、天文・曆数には無御座候故、吉凶相考へ候儀は存不申候」と主張している⁽²⁹⁾。正休は『天經或問』の訓点者で、幕府に召し抱えられる前は『天經或問』を講じて暮らしていたというから⁽³⁰⁾、『天經或問』の説を取るのは当然のことだつただろう。彼の理解では吉凶と天文・曆数は無関係であったが、このようにわざわざ断らなければならないところから、『天經或問』の説の新奇性がうかがえる。

『天經或問』に由来する新しい彗星の知識は、『慧星論』が書写された延享元年（一七四四）の時点では一般的だつたとは言えない可能性が高い。『天經或問』や『初学天文指南』に触れるこのでてきた知識人層の間にはある程度広まつていたと推測されるが、社会全体でみれば、彗星を前兆視する人々のほうがはるかに多かつたに違ひない。

おわりに

本稿は五章にわたり、『慧星論』について考察を加えた。本稿の成果として、次の二点を挙げることができる。

まず、『慧星論』の内容分析により、『慧星論』は『天經或問』あるいは『初学天文指南』を参照して作成された書物であることが明らかとなつた。『初学天文指南』の彗星に関する文章は『天經或問』からの転載なので、いずれの書が参照されたとしても下敷きになっているのは『天經或問』の説ということになる。享保十五年（一七三〇）に訓点版が出版された『天經或問』は、『慧星論』が執筆された寛保三年から延享元年（一七四三～四四）当時、最先端の天文書であつた。

次に、『天經或問』の新しい彗星の知識が、石見山間部の真宗寺院を経て石見沿岸部の上層百姓の家に伝わつたことが判明した。『慧星論』の作者場端は、いまだ広く普及していたとは言いがたい『天經或問』の説を採用して『慧星論』を執筆し、彗星を兵乱の兆とする伝統的な彗星觀を否定した。その書物が石見国邑智郡井原村満行寺の林端によって延享元年（一七四四）五月に書写され、同国那賀郡敬川村の仁井屋にもたらされた。『天經或問』の訓点版が出版されてから十四年後にはすでに、石見の山間部にその知識が伝播していくことになる。近世中期の石見における知的活動の一端を示す事例として、注目に値しよう。

この、当時広く普及していたとは言いがたい新たな彗星の知識が、『慧星論』という史料を通して石見山間部の真宗寺院にもたらされていた。そして、いつの時点なのか定かではないが、その知識がさらに沿岸部の上層百姓の家に伝えられた。『慧星論』がどのように伝播したのか、どのように受容されたのかといった点の解明が次の課題である。

- (1) 中安恵一氏の御教示による。
- (2) 広瀬秀雄『日本人の天文觀—星と暦と人間』(日本放送出版協会、一九七二年)一四六頁。
- (3) 杉岳志「書籍とフォーケロア—近世の人々の彗星觀をめぐつて」(『一橋論叢』一三四・四、二〇〇五年)。同「近世前期の民衆と彗星—『桂井素庵筆記』を題材に」(『日本歴史』七〇九、二〇〇七年)。同「天変を読み解く—天保十四年白氣出現一件」(『アジア遊学』一八七、二〇一五年)。
- (4) 秩文は三綴にまとめられている(『記録』(一)自元弘至明治八年)『記録』(二)自元禄十六年至文化十七年)『記録』(三)自貞和七年至慶応二寅年)、いずれも島根県立図書館鶴田文庫所蔵。以下、年次の記載は略す)。『慧星論』は『記録』(二)に収録されている。
- (5) 「奉願上口上の覚」「洪水につき御見分願(仮題)」(いずれも『記録』(一)所収)。
- (6) 『年代記』(『記録』(一)所収)。
- (7) 「年季ニ壳渡シ申候田地の事」(『記録』(一)所収)。
- (8) 「永代壳渡申田畠屋敷山林の事」(『記録』(一)所収)。
- (9) 「口演」(『記録』(三)所収)。
- (10) 『節用集大系』第八一巻(大空社、一九九五年)一七頁。謙堂文庫所蔵本(享保二年村上勘兵衛・村上又三郎刊)の影印。
- (11) 国立国会図書館所蔵。
- (12) 『自家年譜(森山孝盛日記)』(国立公文書館所蔵)文化四年(一八〇七)九月四日条、『野宮定祥日記』(宮内庁書陵部所蔵)天保十四年(一八四三)二月十七日条、『日野西光暉日記』(宮内庁書陵部所蔵)安政五年(一八五八)八月十七日条など。
- (13) 『島根県邑郡石見町誌』下(石見町、一九七一年)七八七頁。
- (14) 史料の表記は「慧星」であるが、以下、引用の場合を除いて「彗星」と表記する。
- (15) 本章は、杉岳志「書物のなかの彗星」(『書物・出版と社会変容』四、二〇〇八年)ならびに同前掲「書籍とフォーケロア」による。詳しく述べ両論文を参照されたい。
- (16) 杉前掲「近世前期の民衆と彗星」。同「近世中後期の陰陽頭・朝廷と彗星」(井上智勝・高埜利彦編『近世の宗教と社会2 国家権力と宗教』吉川弘文館、二〇〇八年)。同前掲「書籍と
- (17) 稲葉伸道「新制の研究—徳政との関連を中心に」(『史学雑誌』九六・一、一九八七年)。
- (18) 網野善彦「徳政雜考—アウクハント『鮫絵—民俗的想像力の世界』にふれて」(同『中世再考—列島の地域と社会』日本エディタースクール出版部、一九八六年。初出一九八〇年)一〇六、一〇七頁。
- (19) 彗星の星の部分が不鮮明であつたり地平線の下に沈んでいて尾の部分しか目にできない場合、彗星ではなく白氣という現象に分類された。
- (20) 杉岳志「徳川將軍と天変—家綱・吉宗期を中心にして」(『歴史評論』六六九、二〇〇六年)。
- (21) 『御当代記』(平凡社、一九九八年)三二頁。
- (22) 国立国会図書館所蔵本(元禄三年久保田權右衛門刊、請求記号二一〇一五九)より引用。
- (23) 『荷田全集』第七巻(吉川弘文館、一九三一年)六二六頁。
- (24) 中山茂『日本の天文学—西洋認識の尖兵』(岩波書店、一九七二年)七三、七四頁。渡辺敏夫『近世日本天文学史』上(恒星社厚生閣、一九八四年)第三章。吉田忠『天經或問』の受容(『科学史研究』一五六、一九八五年)。久米裕子「日本における『天經或問』の受容(1)—その書誌学的考察」(『京都産業大学日本文化研究所紀要』九、二〇〇三年)。
- (25) 『天經或問』は東北大附属図書館所蔵本(無刊記、請求記号林集書七六〇)より引用。
- (26) 馬場信武著、宝永三年(一七〇六)刊。
- (27) 杉前掲「近世中後期の陰陽頭・朝廷と彗星」。
- (28) 杉前掲「徳川將軍と天変」。
- (29) 三田村鳶魚編『未刊隨筆百種』第八巻(中央公論社、一九七七年)四四六、四四七頁。
- (30) 『徳川実紀』第九篇(吉川弘文館、一九七六年)二九四頁。
- [付記]** 本稿は、二〇一五年九月十二日に開催された二〇一五年度島根史学会大会における報告を元に執筆したものである。貴重な御教示を賜つた皆様に記して感謝申し上げます。

明治期島根県出雲地域における陰陽連絡鉄道計画 —明治二〇年から明治三一年に至るまでの動向—

沼本龍

はじめに

島根県の宍道から広島県の備後落合間のおよそ八一・九kmを結ぶJR木次線は、山陰・山陽の両地域を結ぶことから陰陽連絡鉄道とも呼ばれる。

本稿の課題は島根県出雲地域における陰陽連絡鉄道、すなわち出雲地域の東西に広がる平野部（安来平野・松江平野・簸川平野）から南部の中国山地を目指す鉄道計画の來歴を明らかにすることである⁽¹⁾。これまでこのテーマについては、『横田町誌』（横田町誌編纂委員会、一九六八年）をはじめ、JR木次線沿線の各自治体史が国鉄（当時）木次線の開通を取り上げている。また、松下孝昭氏による兩山鉄道計画（後述）に関する山陽（広島県）側からのアプローチなどがあるものの⁽²⁾、全体として実態解明は進んでない。

そこで、こうした現状を踏まえ、筆者は明治期の島根県出雲地域における陰陽連絡鉄道計画を跡付け、同地域での鉄道敷設運動の実態を全体的かつ通時に把握することを試る。本稿ではその作業の第一段として、出雲地域に関係する陰陽連絡鉄道計画が持ち上がり始める一八八七年（明治二〇）から、兩山鉄道計画が頓挫する一八九八年（明治三二）までの時期を対象とした。それ以降の時期については今後続稿を予定している。そして、本稿の内容としては、第一章で一八九二年（明治二五）以前の動向を確認し、その後に起

る官設「安来線」計画（第二章）、兩山鉄道計画（第三章）という二つの大きな計画について取り上げる。

なお、本稿の内容は主に概要把握と経過説明であるが、地域の有志者（その多くは地主・名望家）の動きと、ルート選定問題の行方に重点を置いて論じている。また、本稿では主な史料として島根県松江に本局を置く『山陰新聞』を用いているが、二次史料に大きく依拠した内容である点を予めお断りしておく次第である⁽³⁾。

第一章 鉄道敷設法公布（明治二五年）以前の状況

第一節 出雲地域における鉄道敷設運動の始まり

最初に、出雲地域における鉄道敷設運動の始まりについて述べておきたい。その点について、筆者はこれまでに拙稿「島根県における鉄道敷設運動の出発」（『松江市歴史叢書』一、松江市教育委員会）を掲載した。その中で、出雲地域において鉄道の実現に向けた組織化の動きが確認できるのは一八九一年（明治二四）秋以降であると指摘した。

詳細は拙稿に譲るが、一八八六年から一八八九年にかけての時期

に全国的な鉄道会社設立ブーム（第一次鉄道熱）が到来した際も、『山陰新聞』を見る限り、出雲地域での鉄道敷設に向けた主体的な動きはほとんど確認できない。

例えば、鉄道熱がピークであつた一八八九年の七月下旬には、玉島（岡山県）～米子間の鉄道敷設を目論む岡山県議（浅口郡選出）の板谷九郎と辻英一が、「民間有志者の意見を叩かんが為め」松江を訪れている。板谷らは同地の「二三の豪紳」から「其挙最とも希望する所なりとの賛成」を得たとされるが、それ以上の展開は確認できない⁽⁴⁾。また、同じ頃の『山陰新聞』紙上では、関西の実業家らが企画した山陰鉄道会社計画（舞鶴～鳥取～松江間）が頻繁に報じられている。しかし、同紙からは同計画に対する出雲地域内の反応は見えてはこない。こうした状況は石見地域も同様であり、同紙には鉄道計画に対する地域の資産家たちの「冷淡」さを嘆く寄書も掲載されている⁽⁵⁾。

ところが、一八九一年になると、島根県内の状況にも変化が訪れる。まず、石見地域では五月頃より那賀郡の岡本俊信（県会議長）らを中心、浜田～広島間の鉄道敷設運動（最初は馬車鉄道会社計画）が始まる。

そして、出雲地域では、第二議会を目前に控えた一〇月二〇日付の『山陰新聞』に「山陰鉄道論」が発表されたことをきっかけに、山陰地域への鉄道敷設を求める声が高まつた。同論は山陰地域への

鉄道敷設に関して、政府や軍部が消極的であるとして、その姿勢を批判し、同地域への鉄道敷設の重要性を訴えた。加えて、同論は地域での鉄道敷設運動の必要性も訴えている。出雲地域においては、同論発表の前後から地主や名望家による組織化の動きが確認でき、例えば松江では「請願書」提出に向けた協議も進められていたとされる。ただし、鉄道のルートを含め、彼等がどのようなことを訴えようとしていたかまでは不明である。

一方、山陽側の広島県では、出雲を目指す陰陽連絡鉄道計画に関する動きが比較的早い時期から確認できる。一八八七年四月には、『山陰新聞』が「広島県下の鉄道」と題して脇栄太郎（県会議長）・栗村信武（広島商業会議所会頭）らによる広島～松江間の鉄道敷設の「企て」を報じている⁽⁶⁾。

そして、この広島県側での計画は、その後出雲地域へもたらされたようである。一八九三年一一月に広島～松江間の鉄道計画に関する用務で広島県から井上隼雄と高橋辰次郎が松江を訪れる（後述）が、その時の『山陰新聞』は一人について次のように説明している⁽⁷⁾。

同氏等は去廿三年早く芸雲鉄道を思付き当市にも来りしか、機未た熟せず当地有志者中にも広島線より岡山線に希望を抱くもの等ありし為め一先づ中止せし

この「岡山線」とは岡山県内を起点に鳥取県米子を経由して松江に至るものであろう。この一八九〇年における松江でのやりとりの詳細は不明であるが、同年時点での出雲地域での鉄道認識の一端がうかがえて興味深い。このほか、出雲地域との交渉は不明であるものの、同年二月の『山陰新聞』は尾道の商人・橋本吉兵衛らによる「雲備鉄道」計画（尾道～松江間）の存在を報じている⁽⁸⁾。

第二節 鉄道敷設法と出雲地域

一八九二年六月二一日、政府の鉄道網整備方針を定めた鉄道敷設法が公布された（法律第四号）。同法は第三議会（一八九二年五月六日開会～六月一四日閉会）での審議を経て成立した法律で、第二条には全国で今後建設すべき官設予定線が三三項にわたって記載されている。そして、その中には「山陰及山陽連絡線」として、次の三路線が記載されている（①～③の数字は筆者が便宜的に付したもの

のである)。

①兵庫県下姫路ヨリ生野若ハ筈山ヲ経テ、京都府下舞鶴又ハ園部ニ至ル鉄道、若ハ兵庫県下土山ヨリ京都府下福知山ヲ経テ、

舞鶴ニ至ル鉄道

②兵庫県下姫路近傍ヨリ鳥取県下鳥取ニ至ル鉄道、又ハ岡山県下岡山ヨリ津山ヲ経テ、鳥取県下米子及境ニ至ル鉄道、若ハ

岡山県下倉敷又ハ玉島ヨリ鳥取県下境ニ至ル鉄道

③広島県下広島ヨリ島根県下浜田ニ至ル鉄道

①・③の中には、山陽の各地からそれぞれ京都府舞鶴(①)・鳥取県境港(②)・島根県浜田(③)を目指す路線があるものの、出雲地域に達する路線は含まれていない。

そして、同法では第二条に掲げられた全国の各路線のうち、第一期(一二年間)に建設する計九路線を第七条に再掲する形で定めており、前記の路線の中では、②が第一期線に該当した。②は三つの比較線を含んでいるが、同法では、こうした比較線を確定する権限を帝国議会での審議に委ねていた。因みに同法公布以後、この比較線決定をめぐつて関係各地域の有志者の活動が活発化するが、②の中の姫路・鳥取・境間は「東方線」、岡山・津山・境間は「中央線」、玉島・倉敷・境間は「西方線」(または「倉敷線」とそれ呼ばれれた)。

以上のような鉄道敷設法の内容は、これまで述べてきたような、鉄道に対する意向が不明確であつた同法成立以前の出雲地域の状況をある程度反映したものであると思われる。それに関連して、鉄道敷設法が成立する第三議会の開会中において次のような出来事が起つている。

五月二一日、東京市南鍋町の伊勢勘楼に集結した山陰両県の貴衆両院議員や在京有志者によつて山陰鉄道期成会が急きよ結成された⁽⁹⁾。同会の目的は、山陰地域への鉄道敷設の必要性を訴え、帝

国議会で審議中の鉄道拡張法案(のちに鉄道敷設法となる)に同地域の利害を反映させることである。同会はすぐさま「山陰鉄道布設請願書」(鉄道博物館所蔵)を帝国議会に提出した。同書が官設予定線として敷設を訴えた路線は次の通りであつた。

一、官設鉄道京都線路ヨリ同府舞鶴及鳥取県鳥取米子島根県松江浜田ヲ経テ山口県赤馬関ニ至ル鉄道

一、広島県広島ヨリ島根県浜田ニ至ル鉄道

一、山陽鉄道会社鉄道岡山若クハ玉島ヨリ鳥取県米子及ヒ境ニ至ル鉄道

実はこの東京での一連の動きを主導した六名の「委員」の中には、並河理二郎(能義郡安来町)・吉岡卯一郎(同郡赤江村)・星野甚右衛門(神門郡鶴鷺村、県議)がいた⁽¹⁰⁾。しかし、鉄道拡張法案の内容に対する請願書においても出雲地域に達する陰陽連絡線は含まれていなかつた。そうした一方で、浜田・広島間が第二期線ながらも鉄道敷設法の予定線(前記③)に組み込まれてゐるのは、先に触れたように、一八九一年五月頃より同鉄道計画が石見地域の要望として内外に明確に打ち出されてゐたからであると思われる⁽¹¹⁾。

第二章 官設「安来線」計画と出雲地域

第一節 官設「安来線」計画の始まり

出雲地域を起点とする陰陽連絡鉄道計画が、同地域から発せられるのは鉄道敷設法公布後のことである。一八九二年一月一三・一五・一六・一七・一八・一九日付の各『山陰新聞』の紙面に「県下能義郡安来地方を陰陽連絡鉄道中間線に挿入の意見」という、倉敷

「安来～境港間の官設鉄道敷設を求める請願書の文面が掲載された。目前に迫つた第四議会（同年一月二九日開会、翌年二月二八日閉会）に向けて作成されたものである。

同書によると、その計画とは、まず鉄道敷設法の第一期予定線である陰陽連絡線として倉敷～境港間（前章で述べた②の中の「西方線」）を採用する。そして、鳥取県日野郡石見より北のルートについて、同郡霞・印賀と西に進路をとり、島根県能義郡に入る。その後は能義郡内の赤屋～井尻～母里～安田～大塚～宇賀荘～安来を経由して米子・境港に至る。すなわち、「西方線」（倉敷～境間）の中に島根県能義郡各地を「挿入」させるというものである。本稿ではこの計画とそのルートについて、当時の『山陰新聞』等で見られた「安来線」という呼称を用いることとしたい。

この官設「安来線」の計画については、これまでに『島根県議会史』や宇田正氏が島根県会での建議書の文面を紹介しているものの、その背景や地域での敷設運動の実態までは明らかにされていない⁽¹²⁾。

「安来線」の実現をめぐっては、一八九二年七月頃から同年末にかけて、能義郡の有志者を中心に行動が展開されるが、鉄道の具体的なルートが示され、その実現に向けた地域での敷設運動が確認できる陰陽連絡鉄道計画としては、出雲地域でおそらく初めてのものであろう。第二章ではこの出雲地域における「安来線」の敷設運動がの実態を明らかにする。

まず、「安来線」実現に向けた動きは七月頃から始まる。『山陰新聞』によると、七月一四日に能義郡安来町で会合が催された⁽¹³⁾。協議の参加者や詳細は不明であるものの、同紙は次のような「有力者」の意見を紹介している。

起点は玉島又は倉敷を探り安来を通過せしむべきは勿論、松江へまで延長せねば其用甚だ不便なりとの説にて、右決定と同時に

に勿論松江と連合して有志相提携して運動せんとの覚悟なり。ここでは、第一に「安来線」の計画にさらに松江までの延長線を加えるかどうか、第二に、それを踏まえて、いかに松江と提携すべきかが議論となつたようである。続いて、七月一七日の安来町での会合においても、「米子より安来を経て松江に至るの一線を加ることに加担しては如何との論」や、沿道の実地踏査に関することなどが議題に上がつていて⁽¹⁴⁾。

そして、八月になると、松江の有志者との交渉も開始される。まず、八月二日に松江市灘町の望湖楼において、佐々木善右衛門（荒島村、代議士）・並河理一郎・吉岡卯一郎ら能義郡の三名、昌子卯一郎（県議、出雲郡庄原村）、松江市議の佐藤喜八郎が会合している。続いて、八月三日には同所において福岡世徳（市長）・高城権八・岡本金太郎・佐藤喜八郎ら松江の四名と並河が会合している。この二日間の協議の詳細は不明であるが、議題は「安来線」実現に向けた能義郡と松江の提携問題と、安来から松江への延長線を加えるかどうかの二点であつたと思われる⁽¹⁵⁾。なお、ここに登場する能義郡の佐々木・並河・吉岡が「安来線」計画の中心人物と思われる。

一方、松江においては、八月六日に望湖楼において市会議員らが対応を協議している。その協議の結果について、『山陰新聞』の八月七日付記事「安来との鉄道交渉」は以下のようにならじ。安来を中間線路として道理上実益上差支を発見せざる限は同意すべし、去りながら當市に於て調印を取纏むること集会することと安来と交渉の為め同地へ出張すること等の費額は一切当地有志の負担とすべきも、県外へ委員を派し又は委員を上京せしむる等の負担は其責めに任せざることに決したり

ここでの「調印」とは、請願書への有志者の署名・捺印のことである。「安来線」の計画には反対ではないものの、慎重な立場をと

る松江側の姿勢が窺える。そして、同記事は「從て松江へまでの延長線論は立消となりしこと（但本会に於て）勿論なり」と結んでいる。

この松江への延長線をめぐるやりとりと、そこで松江側の慎重姿勢については不明な部分が多いが、次のような点に注意しておきたい。松江へ鉄道を延伸させる手段としては、能義郡奥地を経由する「安来線」に依らずとも、鉄道敷設法の第一期予定線上にある鳥取県米子から延伸させるという選択肢も存在した。実際に松江の有志者は翌年以降、米子～松江間の敷設（米子からの官設鉄道計画の延伸）の実現を積極的に目指すようになる。

一方で、松江への延長線案とは、松江からの協力を獲得するための切り札としての意味も込められていたと思われる。『山陰新聞』は「安来線」の実現に尽力する並河理二郎について、次のように報じている⁽¹⁶⁾。

氏が当市（松江—引用者注）と合同して運動を試みんとするは、要するに安来のみにて否な寧ろ能義郡のみにて騒き立つるとも

其勢力薄弱にして対外策の得たるものにあらず、出雲一円の輿論を安来に集合せんとするに在り

官設「安来線」の計画を進めるためには、ともかくも「出雲一円の輿論を安来に集合」、すなわち敷設運動を出雲地域に（さらには全県レベルにまで）拡大させる必要があつた。次節では、こうした点を念頭に置きつつ、能義郡有志者による「安来線」実現に向けた八月中旬以降の動きを見ていただきたい。

次に、能義郡有志者は島根県知事との折衝に臨んでいる。一〇月六日、並河と佐々木の二名は島根県庁において篠崎知事に面会し、「倉敷線路の適当なる事、安来町を通過せしめさる可からざる事、之れか為め雲国の物産を奨励し販路を拡張する等の意見を縷術」している。その結果、「知事の答弁は賛否を分つまでに明瞭ならざりしも、兎に角鉄道庁よりの照会もあれは雲国の物産輸出入同統計表を調査して回答する」こととなり、一定の成果を得たようである⁽¹⁸⁾。

年末には島根県会での活動が展開された。一二月七日の島根県会で「安来線」の敷設を求める建議書「県下安来地方ヲ陰陽連絡鉄道中間線ニ挿入セラレント請フ建議」が可決された⁽¹⁹⁾。建議書の提出者は並河理二郎・右田古文（那賀郡）・坂本昌訓（松江市）・井上益之助（秋鹿郡）・板倉清矣（神門郡）の四名である。審議の中並河は「安来線の物貨上關係大なると道路の近きこと（中略）、安来港の寧ろ米子港に優ること、安来線の島根県に大關係あること等」を演説している。陰陽連絡鉄道というと、石見の議員にとつては「安来線」よりも浜田～広島間の方が本命であつたと思われるが、ともかくも建議書の可決は「安来線」について島根県内での一定の合意を獲得したことを意味する。そして、可決後に建議書の「文案は議長に於て認むること」となつたが、実はこのときの議長とは吉

第二節 請願書の作成とその内容

官設「安来線」の実現に向けては、八月の後半頃に、同線の沿線や岡山県への視察・調査が行われている。当時は陰陽連絡線を含め、

岡卯一郎であつた。⁽²⁰⁾ このように、並河ら能義郡の有志者は、「安来線」の実現に向けて、出雲地域さらには島根県内での合意形成のために、あらゆる機会や人脉を活用していたといえる。

そして、本章の冒頭で紹介した帝国議会に向けての請願書「県下能義郡安来地方を陰陽連絡鉄道中間線に挿入の意見」であるが、前述の県会での動きと併行して作成が進められたと思われる。請願書の文面は、一一月中旬に『山陰新聞』紙上に計六回（日付は先述）にわたつて連載された。その後、一二月七日頃には能義郡内での調印作業をほぼ済ませていたとされる。⁽²¹⁾

一方、松江では、一二月八日に佐藤・福岡・高城・三島・岡本が「会主」となつて市会議員らが集結し、請願書への調印に関する協議が行わた。⁽²²⁾ それを受け、九日より市内での調印が開始される。市会議員・市書記等がそれぞれ担当区を分けて着手し、市内の調印者は二四〇名を数えたとされる。⁽²³⁾

さて、官設「安来線」計画のルートは、本章第一節で述べた通り、倉敷→安来→境港間であり、松江には達しない。本稿では計画当初における松江までの延長線案の存在を見てきたが、廃案となつた訳である。こうした「安来線」が、何故松江の有志者や島根県会から一定の合意を得られたのだろうか。そこで、本章の最後に、「安来線」に関する帝国議会への請願書と島根県会での建議書⁽²⁴⁾において、地域の利害問題がいかに説明されているかを確認してみたい。

まず、請願書では、松江へまでの路線延長の是非について言及しているが、「県下の中権要衝たる松江市まで延長せんとの鄙見」を抱きつつも、「国庫の負担」の増加に配慮し「其範囲」内にとどめた結果であると述べられている。

しかしながら、官設「安来線」の必要性を説明する理由として、能義郡や安来町の利害は後退した内容となつていて。請願書では「山陰物貨集散の首府たる松江市」の地域経済上の地位が強調され、

次のように述べられている。

万一にも誤て県下能義郡安来地方を通過せしめるか如きことあらしめは、取りも直さず境以西に於ける山陰の盛況を境近傍へ移転せしめ吸集せしむるものにして、安来地方が特に否運を招くのみならず、島根県の山陰道、山陰道の首府たる松江市をも併せて被害の衝たらしむべきは敢て疑ふにも足らざる事実なり

このように、「安来線」は安来のみならず松江にとつても大いに関係を有する路線であるとし、松江の利害も強調し配慮した内容となつてている。

そして、安来・松江など出雲地域の発展は島根県の発展にもつながる。請願書と建議書では、さらに島根県の利害を強調している。その傾向は建議書において強く、「安来中間線を採用せられざるには山陰道の繁昌は独り鳥取県下なる境港に壟断せられ、吾県下安来港は現時の地位を保つ能はざるのみならず、其損害は延て本県の財源たる松江以西に及ぼし終に山陰道の富源たる本県の衰頼を招くに至るべし」と述べられている。さらに、島根県とは「山陰道の富源にして土地の面積物産の数量共に全道三分の二以上を占め関西商業の中心地たる大坂と密接の関係を有」し、「本県の盛衰は即ち山陰道の盛衰なり」と言い切つていている。

以上のように、請願書と建議書において、「安来線」は山陰の物資の集散地としての地位と繁栄を出雲地域さらには島根県へもたらすための手段と位置付けられている。県の東端部をかすめる「安来線」の計画に対しても、松江の有志者と島根県会がそれぞれ一定の賛同を示した理由はこうした点にあると思われる。

さて、この請願書と建議書の行方であるが、実は帝国議会でいかに扱われたかは不明であり、今後の課題である。そして、地域での「安来線」実現に向けた運動はというと、翌一八九三年以降、新聞

からはその動きほとんどが確認できなくなる。その要因については推測の域を出ないが、第四議会開会中の二月六日に鉄道會議が官設・陰陽連絡線の比較線に関して、「東方線」（姫路～鳥取間）を採択したことが大きく関係していると筆者は考える⁽²⁵⁾。帝国議会での正式決定は次議会以降に持ち越しとなつてはいるものの、これにより官設「安来線」実現の前提条件である「西方線」（倉敷・玉島起終点）が極めて不利な状況に陥つたからである。

以上のように、官設「安来線」の計画とその敷設運動は、およそ半年間という短い期間のものであつたが、島根県内での合意形成を目指した能義郡有志者らによる活発な運動が展開され、帝国議会に対する請願書と建議書の提出を実現した。これは出雲地域での初めての本格的な陰陽連絡鉄道計画というべきものであり、同地域の鉄道敷設運動の歴史にとって画期的な出来事であった。

第三章 兩山鉄道計画と出雲地域

第一節 第一次鉄道熱と松江～広島間鉄道計画

出雲地域の陰陽連絡鉄道計画をめぐつては、第一章で述べた官設「安来線」実現を目指す動きが新聞紙上で確認出来なくなつて以降、一八九三年八月頃からは、広島と松江の両市を結ぶ鉄道計画が持ち上がる。

一八九〇年恐慌よつて停滞していた日本経済は、一八九三年下半期頃には回復に向かい、鉄道会社設立の動きも各地で息を吹きかえした。この傾向は日清戦後に本格化し、一八九六年一八九七年をピークとして再び鉄道熱が到来した。これを先述の

【表1】 第2次鉄道熱・島根県内私鉄計画一覧（路線が県内に及ぶもの）

会社名	路線（計画）	許認可
兩山鉄道	広島～松江間	1894年（明治27）12月19日出願
大社鉄道	米子～杵築間	1895年（明治28）12月10日出願
大社兩山鉄道 (大社鉄道と 兩山鉄道が合併)	広島～赤江間 米子～杵築間	1896年（明治29）8月29日仮免許 1898年（明治31）10月29日本免許 1898年（明治31）12月18日解散
出雲鉄道	米子～杵築間	1895年（明治28）12月13日出願 1896年（明治29）4月却下
山陰鉄道	境～姫路間、米子～杵築間	1896年（明治29）3月11日出願 1898年（明治31）6月30日却下
芸石鉄道	広島～浜田間	1896年（明治29）7月29日出願 1899年（明治32）3月3日仮免許 1900年度免許失効
広浜鉄道	広島～浜田間	1898年（明治31）6月30日却下
島根鉄道	松江～美保関間	1898年（明治31）6月30日却下
湖北鉄道	松江～杵築間 松江～美保関間	1898年（明治31）6月30日却下
雲石鉄道	今市～浜田間	1898年（明治31）6月30日却下
長石鉄道	小月～浜田間、西市～阿川間	1898年（明治31）6月30日却下

注：日本国有鉄道編『日本国有鉄道百年史』第4巻（1972年）収録「民営鉄道出願免許関係一覧表(明治26年度～同39年度)」をもとに作成。

第一次鉄道熱と区別して、第二次鉄道熱と呼ぶ。

第二次鉄道熱では第一次とは打って変わつて、出雲地域においても鉄道会社設立に向けた動きが活発化する。表1は、『日本国有鉄道百年史』第四巻に収録の「民営鉄道出願免許関係一覧表」にある一八九三～一九〇六年度に出願された私設鉄道のうち、島根県内に路線を有する計画の一覧である。山陰縦貫線も含め、県内に多数の鉄道計画が入り乱れているが、本章冒頭で述べた広島～松江間の鉄道計画とは、両山鉄道会社のことである。

この両山鉄道（のちに大社両山鉄道に発展）は日清戦後恐慌の影響により、鉄道を全く敷設することなく頓挫する、まさに「幻の鉄道計画」である。同鉄道計画をめぐつては、沿線となつた島根県内の各自治体史でもほとんど触れられておらず、解明すべき点の非常に多い鉄道計画といえる。第三章では、同鉄道計画について、一八九四年一二月の「両山鉄道株式会社創立願」提出に至るまで経過（第一節、第二節）と、鉄道のルートめぐる雲南地域の状況（第三節）を明らかにする。

まず、のちに両山鉄道会社へと発展する広島・松江間の鉄道計画に向けた動きは、一八九三年八月頃より広島県側で開始される（²⁶）。広島県内での計画の発端とその状況については『広島商業會議所時報』第四号に記事があるが（²⁷）、それによると、同県内に当初複数の派閥が存在し、各派は測量に向けてそれぞれ活動を開始した。一方、この時期には、出雲地域の鉄道敷設運動に一つの大きな変化が生まれる。それは一八九三年七月に松江米子間鉄道請願事務所が松江に発足したことである（²⁸）。これにより、松江の有志者は、米子～松江間の官設鉄道（米子からの延伸）の実現を目指し、出雲地域・帝国議会の双方で幅広い運動を継続的に展開するようになる。こうした松江での鉄道敷設への一層の関心の高まりは、先述の広島県内での動きがやがて両山鉄道計画へと発展する下地となつていく。

さて、広島県内の動きは、八月以降『山陰新聞』によって「芸雲鉄道」もしくは「雲芸鉄道」として出雲地域へも情報が伝えられいく。八月二四日には、飽くまで「未定」としながらも、「広島より可部、吉田、三次、横谷、頓原、三刀屋、宍道及び湯町を経過し松江に達するもの」というルートに関する情報も報じられた（²⁹）。これはのちに「赤名線」（もしくは「西線」と呼ばれ、両山鉄道の候補線の一つになる。

九月になると、広島市書記・檜山繁樹が計画を携えて島根県内を訪れている。檜山は一三日に松江で福岡市長と面談を遂げ、一四日には神門郡を訪れている（³⁰）。この時の檜山の目的は「芸雲鉄道の件に付有志団体の依頼により沿道各郡市長の賛成を乞ふ」ことであり、広島県庁から島根県庁への添書と、広島市長から沿道郡市長への添書を託されていたとされる（³¹）。

一方、先に述べた広島県内の各派閥は、一月頃には合同へと向かつたようである（前掲『広島商業會議所時報』第四号）。それを受けてか、一一月二二・二三日には広島県側から井上隼雄と高橋辰次郎（内務省第一区土木監督署勤務の土木技師。のちに台湾総督府土木技師）が島根県庁を訪れ、同県内での仮測量の手続きを進めるなど計画は一步前進した（³²）。

この時、井上と高橋は、当初予定していた赤名～頓原のルート（「赤名線」）よりも「恵蘇郡高野山より仁多郡阿井村に出て大原郡より湖辺に達するもの容易なりとの技師の談話」に従い、この阿井村～大原郡経由のルートを先に着手するとしている（³³）。こうして一二月一三日に島根県に対しても、高野山～仁多郡阿井～大原郡経由ルートでの仮測量の出願を行つたとされる。後述するように、これを「阿井線」（もしくは「中央線」と呼んだ（³⁴）。

第二節 会社の設立ヒルートの確定

一八九四年二月一四・一五・一六日付の『山陰新聞』に「陽陰交通鉄道布設起業目論見書」が掲載される。この「目論見書」は、「目的」・「線路」・「資本金」の三項目で構成されており、資本金四五〇万円とその内訳が明らかになるなど、いずれも詳細な内容となっている。前年からの計画が相当具体化したことがうかがえる。

その中で「線路」の項目では、経由地とその各区間の距離（哩）に加え、隧道・橋梁の有無と長さまで記されている。次に掲げるのは、その島根県内の経由地を抽出・列記したものであるが、第一部と第二部で構成されている。

第一部

広島市横川（中略）～三次（中略）～庄原（中略）～
西城（中略）～油木～鍛冶屋場～坂根～大八川～下横田～
横田町～三成～三所～久野～奥田原～上山佐～下山佐～広瀬
町～石原～植田～中島～西松井～田頬～赤江～荒島～町分～
揖屋～出雲郷～竹矢～矢田～東津田～西津田～松江市

第二部

赤江（能義郡）～今津～飯島～安来港～島田～門生～吉佐～陰田（以下、島根県）～美吉
～米子町

ここで計画に大きな変化が二つ見られる。第一に、出雲南部の通過ルートであるが、八川・横田などの仁多郡東部から能義郡西部を南北に縦断するルートになつている。これは先に見た「赤名線」や「阿井線」とも異なる。第二に、鳥取県米子へ伸びる路線が新たに登場している。

実は、この「陽陰交通鉄道布設起業目論見書」の発表の数日前の二月九日から一三日にかけて、松江市内において両県の関係者が集中的に会合を重ねていた。同書に見られるこうした計画の変更と具

体化は、一連の松江でのやりとりの結果であると思われる。以下では、一八九四年二月の松江での会合の状況を明らかにしたい。

まず、今回の広島県からの来訪者は「鉄道委員総代」の富永省吾（広島市）、土木技師の山縣信吉（工学士・山田寅吉の代理）、および「備後有志惣代」の藤田静之輔（庄原）の三名である。加えて、島根県内から「仁多能義両郡有志惣代」の澤田城之助（能義郡山佐村）と中澤治兵衛（仁多郡横田村、県議）の二名も松江に集結した。⁽³⁵⁾

このうち、山縣信吉とは両山鉄道の線路調査を担当した土木技師であり、前年まで山田組に所属していた。⁽³⁶⁾ 山縣は線路調査の結果や両山鉄道計画の概要についてまとめた「両山鉄道株式会社創立之概況」を『工学会誌』第一五八号（工学会編、一八九五年二月）に発表している（内容については後述）。

それでは、松江での一連の動きを述べる。まず、二月九日に富永・藤田・澤田の三名が、松江市役所を訪れて福岡世徳（市長）と高橋義比（助役）と面会し「種々協議」を行つた。⁽³⁷⁾ そして、翌日、富永は島根県庁で出雲国の物貨輸出入統計などを調査している。⁽³⁸⁾

二月一二日夜には、松江の福岡世徳・原源蔵（堅町）が「主人」となり、来松した富永・山縣・藤田・澤田・中澤、および松江の有志者を招いての会合が催された。⁽³⁹⁾ 会合では富永が来松の趣旨を述べ、山縣が「線路実測の概況を詳説」し、それに対しての質疑応答がなされた模様である。そして、「委員等」退出後には、残つた面々で協議が行われ、「当市（松江市—引用者注）にても発企者を出すこと」が決定した。

さらに二月一三日朝には福岡が岡崎運兵衛・佐藤喜八郎・桑原羊次郎を訪ねて前夜の決議を伝え、それに対する賛否を確かめている。⁽⁴⁰⁾ そこでは、佐藤が「同意なるも発企者たるに付ては熟考の余暇を与ひられたし」と答えたが、他の二名は「発企者たることを

快よく承諾」している。

因みに、米子への路線の追加については、前掲『広島商業会議所時報』第四号に次のような記述があり、松江の有志者の意向を受けたことのようである。

本年（明治二七年—引用者注）二月発起者の一人は松江に出張し、同地有志者に協議する所ありしに、同地に於ても既に鉄道企業心の鬱勃たるものありて、先づ同地より伯州米子までの鉄道布設を計画しつありければ、新に此計画あるを聞くや皆喜んで之に同意し、遂に芸雲線及米子線を併せて一時に計画すべしとの協議を決し、仍て名称を変して陽陰鉄道とするに至れり以上が「陽陰交通鉄道布設起業目論見書」発表前の松江への動きである。こうして「陽陰鉄道」と名称を変えた松江～広島間の鉄道計画は日清戦争の影響によって一時中断するが、年末に事業は一気に進んだ。まず、一二月七日に広島米綿取引所における発起人総会で創立委員が選出された⁽⁴¹⁾。続いて、同月一三日の創立委員会では、会社名を「両山鉄道会社」とすることが決定され⁽⁴²⁾、一二月十九日、遂に「両山鉄道株式会社創立願」（国立公文書館所蔵）が通信省へ提出された。

ところが、二月の「陽陰交通鉄道布設起業目論見書」以降に、実はさらに一度ルート計画が変更されている。「会社創立願」（一二月）

に添付された「両山鉄道株式会社起業目論見書」（国立公文書館所蔵）の日付は明治二七年八月と記されているが、それに記載された経由地を列記すると次の通りである。

広島市～（中略）～油木～八川～横田～亀嵩～郡～上三所～上

久野～奥田原～山佐～広瀬～岩舟～岩坂～西津田～松江市

このように、「両山鉄道株式会社起業目論見書」では、米子への路線は削除され、当初の広島～松江間のみになり、また、広瀬から意宇郡の内陸部を通過して松江に達するルートに変更されている。

第三節 雲南地域における鉄道敷設運動

これまで見てきたように、両山鉄道計画では会社創立願書の提出に至るまでの間、ルートめぐつて様々な候補線が持ち上がった。そして、雲南地域の飯石郡・仁多郡・大原郡・能義郡では、自らの地域に鉄道を敷設するため、各沿線地域ごとに組織化が進んだ。本節では両山鉄道のルートをめぐる雲南地域の状況を明らかにしたい。

ただし、その前に、雲南地域の鉄道敷設運動の歴史について、簡単に述べておきたい。まず、先述した「山陰鉄道論」発表直前の一八九一年一〇月一五日、神門郡今市町での出雲国地主農談会の終了後、参加者が「山陰鉄道」の必要性などを議論し、「諸氏それぞれ郡内を取縁め請願其他に勉むることを約」している。参加者の中には絲原武太郎（一二代、仁多郡八川村）の「代人」、櫻井三郎右衛門（同郡阿井村）の「代人」、秦莊右衛門（能義郡広瀬町）、木村義三郎（大原郡大東町）が確認できる⁽⁴³⁾。そして、官設「安来線」をめぐる一八九二年七月から同年末にかけての能義郡有志を中心とした活動については、前章で確認した通りである。また、一八九三年九月には松江米子間鉄道請願事務所が、米子～松江間の官設鉄道敷設を求める請願書への調印を出雲地域各郡に対して要請している⁽⁴⁴⁾。

このように、両山鉄道計画が持ち上がる以前において、飯石・大原・仁多の三郡は、県内の他地域からの要請に応える形で鉄道敷設運動を経験してきたといえる。すなわち三郡にとつて両山鉄道は、自らの地域に直接係わる初めての鉄道計画であった。以下では、『山陰新聞』一八九四年五月一五日付「芸雲鉄道三線の比較」での表記・区分に基づいて、西側から「赤名線」・「阿井線」・「八川線」の順に説明したい。

(1) 「赤名線」(「西線」と飯石郡)

まずは「赤名線」または「西線」と呼ばれた、赤名(頓原)・三刀屋など飯石郡内を北上して八束郡宍道から松江を目指す候補線についてである。第一節で述べたように、一八九三年八月には『山陰新聞』で報じられている。主な沿線地域となる飯石郡では一二月上旬頃(日付不明)に郡内村長会議の際に郡内有志者が集結し、鉄道問題に関する方針を定めている⁽⁴⁵⁾。

その方針とは、①「備後三次より赤名三刀屋を経過し松江に達する」路線を希望線とする、②委員を松江市に派遣し市長その他有志者をの同意を得る、③委員は広島の発起者と交渉してその同意を得る、④郡内有志家は「鉄道布設發起人」の申込みを行う、⑤運動上の参考として現在・将来の輸出入物貨を調査する、⑥各村長は皆「各村有志」の資格を持ち各委員を補助し諸般の事務を担う、⑦運動委員は田部長右衛門(委員長、吉田村)・安部善造(来島村)・落合豊一郎(松笠村)・木村景範(志々村)とする、などの諸点である。

そして、翌年一月初旬の報道においては、郡内各村長の協議により、運動費用を「一戸当一銭の割合を以て募集」することを決定したとある⁽⁴⁶⁾。

この「赤名線」実現を目指す飯石郡の運動については、実態が不明な点が多いが、郡内村長会議の場で方針を決定し、各村長を通じて郡内に運動の浸透を図ろうとしているのが特徴といえる。

(2) 「阿井線」(「中央線」と仁多郡西部、大原郡)

次は「阿井線」または「中央線」と呼ばれる、広島県高野山より島根県に入り、仁多郡阿井村→大原郡木次町→八束郡宍道村を経由する候補線についてである。主な関係地域は仁多・大原両郡である。まず、一八九三年一月

【表2】 中央線路十六ヶ町村有志大集会(1894年2月22・23日)の島根県側参加者

名前	住所	備考
櫻井三郎右衛門	仁多郡阿井村	第10代(直達)、貴族院議員(1900年)
岩田栄十郎	仁多郡阿井村	村長(現職)
白名猪太郎	仁多郡三成村?	三成村長(1913~1914)、三沢村助役(1908~1912)
馬庭宇三郎	仁多郡布勢村	村議(現職)
福間重太郎	仁多郡布勢村	収入役(1910・1913)、助役(1914)
高野敬義	仁多郡温泉村	村長(1899~1903)、助役(1895~1899)
田部嘉門	仁多郡温泉村	助役・兼収入役(現職)、村長(1895~1899)
景山萬五郎	仁多郡三沢村?	元三沢村助役、温泉村長(現職)、三沢村議(1889~1904)
小西忠一郎	大原郡木次町	町議
矢島丈三郎(文三郎?)	大原郡木次町	前町長、元助役
高橋岩藏	?	
西村泰蔵	仁多郡温泉村	村議(任期不明)
若槻佐七	仁多郡阿井村	元助役(1891~1892)、元村議(1889~1892)
小豆澤金一郎	八束郡宍道村長	村長(現職)

史料：『山陰新聞』1894年2月28日「雲芸鉄道中央線会議」。

二五日付の『山陰新聞』は、大原郡木次町民が鉄道問題に「非常に熱心」であり、二名の委員を設置して仁多郡と協議すると報じている。また、同町の簸上青年部員も近村での活動を始めたと報じている（以上は日付不明）。

実はこの報道の少し前の時期、先述したように、広島県から訪れた井上隼雄と高橋辰次郎が線路実測に向けた活動を松江市内で進めていた。赤名（頓原）を経由するよりも「高野山より仁多郡阿井村に出て大原郡より湖辺に達するもの容易なりとの技師の談話」（先述）はこのときのものであるが、木次町での動きはこうした松江での動向と無関係ではないだろう。

そして、一二月二〇日には、「中央線」の仮測量のへと踏み切った高橋辰次郎が、広島県三次で両県の「中央線路沿道有志者総代」らと協議を開始した⁽⁴⁷⁾。協議には島根県側の惣代として永瀬五造（仁多郡三成村・元村議）、福間啓太郎（木次町、町議）が参加しており、県境を越えた鉄道敷設運動が展開されている。なお、両県の「中央線」有志者は「何派の発起者にても将来交渉の便ならしむる」ため「交渉委員」を設置しているが、島根県側の交渉委員は櫻井三郎右衛門（仁多郡阿井村）・小西忠一郎（木次町）の二名であった。

次に、翌一八九四年二月二三・二四日には仁多郡温泉村において「中央線路十六ヶ町村有志大集会」が開催された⁽⁴⁸⁾。この集会の島根県側の参加者は表2に示した通りである。同集会では、①交渉委員を四名から八名に増員する、②「予算」を三〇〇〇円に増額する、③広島県側「発起者」と協議の上で技師に仮測量を実施させる、等々が決議されている。

「中央線」実現に向けて、「大集会」と銘打った運動強化策がこのタイミングで講じられる理由は、二月中旬に仁多郡八川（能義郡）広瀬経由のルートを採用した「陽陰交通鉄道布設起業目論見書」（先述）が示されたためであろう。すなわち、このあと述べる「八

川線」への対抗策を協議していたと思われる。

（3）「八川線」と仁多郡東部、能義郡

「八川線」とは前掲「陽陰交通鉄道布設起業目論見書」（一八九四年二月）で示された「第一部」のルートのことである。仁多郡西部を経由する「阿井線」に対して、「八川線」は同郡東部から能義郡を経由する。

先に「中央線」沿線有志者の県境を越えた組織化を見てきたが、それは「八川線」沿線地域でも同様であった。土木技師・山縣信吉の「両山鉄道株式会社創立之概説」によると、「明治廿七年一月、備后庄原町藤田静之輔、西城町村田精三、御古登村加藤雄作、出雲横田町中澤治兵衛、山佐村澤田城之助ノ諸氏有志総代トシテ出広シアリシニ幸ニ合同ノ協議整ヒ第一ニ線路ノ踏査ヲ為ス事ニ決シ」とあり、「八川線」沿線の有志者間の連携が着々と進められていた。

そして、先に述べた同年二月の松江での一連の会合を迎える。富永・山縣の二名は松江に向かう途中、「沿道の有志の賛成を得、仁多郡に入り横田、亀嵩、山佐の諸村に於て各二十余名の有志と会合し種々交渉」を行つており、その際に澤田と藤田は二名に合流し、ともに来松したとされる⁽⁴⁹⁾。その後の松江での一連の会合は、こうした「八川線」沿線関係者ののみの集まりであつた可能性は高い。ところで、能義郡山佐村の澤田城之助であるが、同郡の「豪商」とされ、こののちに両山鉄道創立委員、さらには大社両山鉄道の取締役となるなど、鉄道の実現に向けて奔走する人物である。「雲芸鉄道線路をして是非とも居村を通せしめんとの意氣込」であつたとされ⁽⁵⁰⁾、本稿では割愛したが、各地の有志者の連携のために県内外を駆け巡る澤田の姿は、『山陰新聞』で多数報じられている。また、「八川線」は能義郡役所のある広瀬町を経由するが、能義郡長

【表3】両山鉄道発起人のうち島根県内に住所を有する人物（計73名）の一覧

氏名	住所	備考	氏名	住所	備考
武藤六郎兵衛	仁多郡八川村	村長	安井勇行	能義郡山佐村	
松原祐蔵	仁多郡八川村		仙田嘉市	能義郡山佐村	
糸原繁之助	仁多郡八川村		鴨木義在	能義郡山佐村	
荒木定太郎	仁多郡八川村		秦荘右工門	能義郡広瀬町	創立委員
絲原武太郎(12代)	仁多郡八川村	創立委員	古浦為太郎	能義郡広瀬町	
荒木治助	仁多郡八川村		川井為藏	能義郡広瀬町	
勝田清兵衛	仁多郡八川村		樋野嘉右衛門	能義郡広瀬町	
田中金之助	仁多郡八川村		石田庸太郎	能義郡広瀬町	
宮田吉五郎	仁多郡横田村		稻田豁	能義郡広瀬町	
糸原猪太郎	仁多郡横田村		祖田弥兵衛	能義郡広瀬町	
安部傳四郎	仁多郡横田村		野津倉三郎	能義郡広瀬町	
安部米三郎	仁多郡横田村		後藤伊勢松	能義郡広瀬町	
松井和三郎	仁多郡横田村		太田寿市	能義郡広瀬町	
杠豊太郎	仁多郡横田村		田中寅松	能義郡広瀬町	
田村竹之助	仁多郡横田村	村長	祖田角太郎	能義郡広瀬町	
妹尾嘉右工門	仁多郡横田村		内田護藏	能義郡広瀬町	
糸原義兵衛	仁多郡横田村		宮田為成	能義郡広瀬町	
景山儀四郎	仁多郡横田村		庄林忠之助	能義郡広瀬町	
中澤治兵衛	仁多郡横田村		瀧正和	能義郡広瀬町	町長
岡崎健蔵	仁多郡横田村		安原良太郎	能義郡広瀬町	
澤田城之助	能義郡山佐村	創立委員	池田孫右衛門	能義郡広瀬町	
中田辰蔵	能義郡山佐村		秦弥三兵衛	能義郡広瀬町	
加納利右工門	能義郡山佐村		並河理次郎(理二郎)	能義郡安来町	
藤原安太郎	能義郡山佐村		佐々木善右工門	能義郡荒島村	
糸原國三郎	能義郡山佐村		岡崎運兵衛	松江市堅町	創立委員
錦織傳太郎	能義郡山佐村		三島佐次右工門	松江市白潟魚町	
森廣金右工門	能義郡山佐村		桑原羊次郎	松江市東茶町	
加納伊左工門	能義郡山佐村		松本歓次郎	松江市寺町	創立委員
野津兵市	能義郡山佐村		佐藤球三郎	松江市白潟本町	
澤田夕二	能義郡山佐村		原源蔵	松江市堅町	創立委員
細木助次郎	能義郡山佐村		山内佐助	松江市天神町	
岩田為次郎	能義郡山佐村		清原宗太郎	松江市西茶	
福間幸右工門	能義郡山佐村		金澤傳十郎	松江市新材木	
澤田潤一	能義郡山佐村		園山勇	松江市北田町	
安井円右工門	能義郡山佐村	村長	高橋久次郎	神門郡稗原村	
加藤理右工門	能義郡山佐村		渡辺新太郎	海士郡崎村	
佐藤栄太郎	能義郡山佐村				

史料：国立公文書館所蔵「両山鉄道株式会社創立願」(1894年12月)。また、創立委員の該当者については『山陰新聞』(1894年12月11日「陰陽鉄道発起人総会」)に基づく。

も同線に関して「斡旋尽力中」であったとされる⁽⁵⁾。このように、両山鉄道に対する運動は能義郡でも活発であった。

先述したように、両山鉄道は最終的に「八川線」を採用した。その影響とみられる現象が、会社発起人の構成（出願時）に現れている。表3は、国立公文書館所蔵「両山鉄道株式会社創立願」（一九四四年一二月）に記載された会社発起人の全二十四三名のうち、住所が島根県内の人物・計七三名を一覧にしたものであるが、その大半は「八川線」沿線地域の関係者で構成されていることがわかる。

因みに、これまで述べた三線それぞれの敷設運動には、近世以来たたら製鉄を営む大山林地主たちが大きく関わっている。まず、「赤名線」では飯石郡吉田村の田部長右衛門が同郡の「委員長」に、「阿井線」では仁多郡阿井村の櫻井三郎右衛門が沿線有志「惣代」にそれぞれ就任している。そして、「八川線」では同郡八川村の絲原武太郎（一二代）が両山鉄道創立委員に就任している。彼等は松江藩の「三大鉄師」として知られる三家の当主たちであり、近代以降も同地域を代表する存在であった。

「両山鉄道株式会社創立願」（国立公文書館所蔵）には、鉄道敷設の目的が「沿道ノ各郡村ハ農産物ニ富ミ且砂鉄木炭木材等ヲ産出スル事僅少ナラスト雖トモ、從來運賃運搬賃多額ヲ要スル為メ万般ノ事業發達不致」と説明されている。地場産業の活性化を目指す雲南地域の大山林地主たちの同鉄道計画に対する期待の大きさは想像に難くない。

（4）線路調査の状況について

以上のように、本節では雲南地域の鉄道敷設運動の実態を見てきたが、最後に同地域の線路調査の状況について、山縣信吉の「両山鉄道株式会社創立之概説」から確認しておきたい。同書によると一八九四年「一月下旬二踏査二着手シ七月下旬之レヲ完了」したとき

れる。

山縣は計画の中で持ち上がった各候補線について解説している。まず、広島県三次より中国山地を越えて松江に至るルートについて、甲線（赤名峠通り）・乙線（高野山通り）・丙線（馬木通り）・丁線（三井野ヶ原通り）・戊線（三坂峠通り）、広島県西城・小鳥原・三坂峠から鳥取県に入り、日野川沿いに日野郡・会見郡米子町を経由して松江に至るもの）の計五線の中から選んだと述べている。

以上の五線について、山縣はまず甲・乙・丙の三線が「至難ノ線路」として却下し、残る丁・戊の二線について距離・工費・地域経済等の観点から、丁線が最適と判断したと述べている。

さらに山縣は丁線の横田・松江間のルートをめぐって、次に掲げる四つの候補が存在したと述べている。

- ①斐伊川沿いに木次・加茂、宍道を経由

- ②大東を経由

- ③上三所・上久野・奥田原・広瀬を経由

- ④亀嵩・西比田・市部川・沿い・市部・広瀬を経由

山縣はこれらについて、①は「迂回甚シク」、加えて「有名ノ水害地ヲ通過」するため大いに「不利」であるとして却下している。同様に、②も「峻坂嶮路」という理由で却下している。そして、④については、広瀬以北は③と同ルートであった。しかし、「東端二過ギ」、加えて飯石・大原両郡および仁多郡阿井地方から産出する貨物を搭載するのに不便である点から④を却下している。

なお、山縣は同書において、島根県内の停車場予定地は横田、上三所、奥田原、上山佐、広瀬、岩坂、松江であると記している。

おわりに

両山鉄道計画はこのあと劇的な展開を遂げる。表1に見られるように、一八九四年以降島根県内の様々な路線で鉄道会社計画が相次いで出願されていたが、大社鉄道と出雲鉄道のよう路線が競合することも珍しくなかつた。こうした中で、大社鉄道（米子～松江～杵築間）と両山鉄道との間に合同の気運が生まれ、一八九六年四月に両社は合併し大社両山鉄道として新たな一步を踏み出した。⁽⁵²⁾

大社両山鉄道株式会社は「大社両山鉄道株式会社起業目論見書」（国立公文書館所蔵）によると資本金六九〇万円であり、その路線は合併した二社の路線を併せたもので島根・広島両県に跨るT字型の長大なものとなつた。ただし、陰陽連絡のルートについては、能義郡広瀬から同郡内を北上し、同郡赤江村を起点に米子・杵築の両方面に分岐させるといった若干の変更が見られた。

この大社両山鉄道会社は八月二九日に仮免許を取得（表1）し、事業は順調に進むかに見えた。しかし、その後は日清戦後恐慌の影響により事業は極度に停滞した。一八九八年ともなると、『山陰新聞』紙上に会社解散説が幾度となく報道され、一〇月二九日には本免許を取得（表1）するものの、同社は直後の一二月一八日に解散した。⁽⁵³⁾足かけ六年にわたる松江～広島間鉄道の夢は潰えてしまつたが、表1にある他の鉄道計画も同様の運命を辿つた。

以上のように、本稿では明治期の出雲地域における陰陽連絡鉄道計画について、明治二〇年（一八八七）から同三年に至る期間の動向を明らかにしてきた。同地域における陰陽連絡鉄道の敷設を目指す動きは、明治二五年の官設「安来線」の計画から本格化したといえる。このあとに続く両山鉄道計画においては、経由地をめぐつて敷設運動が雲南地域一帯を覆つたことが明らかとなつた。さて、両山鉄道の計画は失敗に終わるもの、同鉄道の幹部であつ

た仁多郡の絲原武太郎（一二代）の息子・武太郎（二三代）は、父（二二代）の遺志を継ぎ、大正期に簸上鉄道を設立して宍道～木次間の鉄道を実現させる。現在のJR木次線の前身となるこの簸上鉄道計画が具体的に動き始めるのが明治四五年である⁽⁵⁴⁾。大社両山鉄道計画の消滅後の出雲地域の動向（明治三一～四五年）については、今後筆者は続稿（発表先は未定）を予定している。

注

（1）陰陽連絡鉄道をめぐつては、山陰地域では鳥取県米子を起点とする計画が第一次鉄道熱の時期（一八八九年）以来多数持ち上がり、その後官設・私設を問わず同地は陰陽連絡鉄道計画の重要な要地点の一つとなる（沼本龍「鉄道敷設法成立以前の山陰地域における鉄道敷設運動」、『山陰研究』第三号、島根大学法文学部山陰研究センター、二〇一〇年）。出雲から山陽方面を目指す方法として、この米子を経由する方法（ルート）があり、これも広い意味での『出雲地域を起点とする陰陽連絡鉄道計画』といえるが、本稿では分析の対象外としている。

（2）松下孝昭「地方鉄道の形成過程—広島県の場合—」（山本四郎編『近代日本の政党と官僚』、東京創元社、一九九一年）。

（3）近年、陰陽連絡鉄道計画をめぐつては、両山鉄道に関する新たな史料が発見されている（『中国新聞』一一〇一五年五月一日「幻の鉄道 熱意語る史料、広島の民家 創立願発見」）。

（4）『山陰新聞』一八八九年七月二七日「岡山及玉島の鉄道有志者」。

（5）『山陰新聞』一八八九年六月二十五日「山陰鉄道ノ企ヲ聞キテ三丹因伯雲石ノ資産家ニ望ム」。

（6）『山陰新聞』一八八七年四月二〇日「広島県下の鉄道」。また、このときの広島～松江間の鉄道計画について、『読売新聞』（一八八七年五月一〇日「広島の鉄道」）は、島根県会議長・佐々

田懋（那賀郡）の「発議」によるものと報じている。

(7)『山陰新聞』一八九三年一月二三日「芸雲鉄道線路測量を本県に出願せんとす」。

(8)『山陰新聞』一八九〇年二月一日「雲備鉄道布設の議」。

(9)『山陰新聞』(一八九二年六月一日付)「山陰鉄道布設請願の件に付き」。

(10)『国会』一八九二年五月二十五日「山陰鉄道布設の運動」。『山陰新聞』一八九二年六月一日「山陰鉄道布設請願の件に付き」。

(11)なお、山陰縦貫線については第一期線はないものの、鉄道敷設法第二条に「山陰線」として「京都府下舞鶴ヨリ兵庫県下豊岡、鳥取県下鳥取、島根県下松江、浜田ヲ経テ、山口県下山口近傍二至ル鉄道」が掲げられている。

(12)島根県議会史編さん委員会編『島根県議会史』第一巻(一九五九年、島家根県議会事務局)一〇九二頁。宇田正「明治中期一地方鉄道計画にかかる路線調査とその背景—津和野線関係実地測量をめぐつて」(宇田正『近代日本と鉄道史の展開』、日本経済評論社・一九九五年)。

(13)『山陰新聞』一八九二年七月十五日「安来の鉄道会」。因みに同記事には「曾て本紙は陰陽連絡線の中間線路を安来町に経過せしむるの利なることを説し」とあり、「安来線」構想の発案は同紙であった可能性もある。

(14)『山陰新聞』一八九二年七月二〇日「能義郡安来町の鉄道問題委員会」。

(15)『山陰新聞』一八九二年八月三日「鉄道問題に付会議」、同八月四日「鉄道相談」。同紙は「十分の熟議に至ら」なかつたと報じている。

(16)『山陰新聞』一八九二年八月五日「山陰地方の鉄道談」。

(17)『日本国有鉄道百年史』第三巻(日本国有鉄道、一九七一年)

六八六頁。また、『朝野新聞』(一八九二年一月一日「鉄道線路調査の模様」)によると、陰陽連絡線(岡山起点、倉敷起點)の担当技師は友成仲である。

(18)『山陰新聞』一八九二年一〇月七日「大に安来鉄道の利を説く」。

(19)前掲『島根県議会史』第一巻一〇九二頁。

(20)以上の島根県会でのやりとりについては、『山陰新聞』一八九二年一二月八日「通常県会記事(七日)」。

(21)『山陰新聞』一八九二年一二月七日「安来鉄道請願書の調印」。

(22)『山陰新聞』一八九二年一二月八日「安来鉄道請願書調印の相談」。

(23)『山陰新聞』一八九二年一二月一日「鉄道請願書の調印」、同一二月一五日「松江にて安来鉄道に調印せるもの」。

(24)『山陰新聞』(一八九三年一月七日・八日「安来鉄道線の義に付建議」)には、前掲『島根県議会史』よりもさらに詳細な建議書の文面が紹介される。

(25)前掲『日本国有鉄道百年史』第三巻、六八八・六八九頁。

(26)一八九二年七月、広島(松江間鉄道敷設を目指して神門郡と飯石郡などの沿線有志者が広島県三次において集結したとする報道があるが、詳細は不明である(『山陰新聞』一八九二年七月十五日「鉄道支線敷設に就て」)。

(27)国立国会図書館所蔵。『広島県史』近代現代資料編II(広島県、一九七五年)五八〇・五八二頁。

(28)沼本龍「陸と湖海の交通」(『松江市史への序章 松江の歴史像を探る(松江市ふるさと文庫一〇)』) 松江市教育委員会、二〇一〇年)。

(29)『山陰新聞』一八九三年八月二十四日「芸雲鉄道布設の協議(芸備日々)」。

(30)『山陰新聞』一八九三年九月一四日「雲芸鉄道私設委員來松」。

- (31)『山陰新聞』一八九三年九月二二日「広島市書記の來県」。
- (32)前掲「芸雲鉄道線路測量を本県に出願せんとす」。
- (33)同右。
- (34)『山陰新聞』一八九三年一二月二六日「芸雲鉄道の件（両県協同交渉委員を置く）」。「中央線」については、一一月に井上と高橋が島根県庁を訪れた際、島根県技師・関屋忠正も「賛成」したと同記事は報じている。なお、同記事は「東線」（三次）庄原（伯耆地方）という候補線の存在を報じている。
- (35)『山陰新聞』一八九四年二月一〇日「芸雲鉄道の消息」。
- (36)長門国美祢郡大田村の「建築棟梁庄屋」石井佐兵衛の息子として一八六二年（文久二）に生まれる。長州藩士・山縣幸八の養嗣子となつたのち、一八七九年（明治一二）から、京都・和歌山などの諸府県の土木行政に従事する。一八八六年以降は大阪の藤田組、日本土木会社などの民間会社に入社し、吳鎮守府泊地の工事監督など中四国地方の工事請負に関わった。一八九〇年に工学士・山田富善とともに山田組を組織して伊予・摂津・別子などの各鉄道の設計・工事に携わった（田中重策編『日本現今人名辞典』日本現今人名辞典発行所、一九〇〇年）。私設鉄道の線路調査や経営に多く関わり、両山鉄道会社では起業掛に就任している。
- (37)前掲「芸雲鉄道の消息」。
- (38)『山陰新聞』一八九四年二月二一日「雲芸鉄道委員の消息」。
- (39)『山陰新聞』一八九四年二月一五日「芸雲鉄道と当市」。因みに一二日夜の会合の福岡・原以外の松江側からの出席者は、高城権八・三島佐次右衛門・松本歓次郎・山内佐助・金澤傳十郎・清原宗太郎・園山伊助・岡本金太郎・加藤伴藏・山本誠兵衛・高橋義比らである。
- (40)前掲「芸雲鉄道と当市」。
- (41)『山陰新聞』一八九四年一二月一日「陰陽鉄道発起人総会」。
- (42)『山陰新聞』一八九四年一二月一九日「陽陰鉄道創立委員会」。
- (43)『山陰新聞』一八九一年一〇月二〇日（付録）「当国鉄道論の消息」。
- (44)『山陰新聞』一八九三年九月二一日「鉄道延長請願書」。
- (45)『山陰新聞』一八九三年一二月七日「飯石郡に於る芸雲鉄道問題」。
- (46)『山陰新聞』一八九四年一月五日「飯石郡に於ける雲芸鉄道運動」。
- (47)前掲「芸雲鉄道の件（両県協同交渉委員を置く）」。
- (48)『山陰新聞』一八九四年二月二八日「雲芸鉄道中央線会議」。
- (49)前掲「芸雲鉄道の消息」。
- (50)『山陰新聞』一八九四年二月二一日「雲芸鉄道協議の為め」。
- (51)前掲「芸雲鉄道の消息」。
- (52)『山陰新聞』一八九六年四月二一日「大社両山両鉄道の合同」。因みに会社合併願はの提出は六月八日である（国立公文書館所蔵「大社両山両鉄道株式会社合併願」）。
- (53)『東京朝日新聞』一八九八年一二月二〇日「大社両山鉄道解散」。
- (54)『松陽新報』一九一四年八月二日「簸上鉄道創立経過」。

大田市所在の獅子文兵庫鎖太刀と銅造阿弥陀如来坐像 — 鎌倉期、石見東部における関東武士の動向を絡めて —

鳥谷芳雄

一、物部神社所蔵の獅子文兵庫鎖太刀

(1) はじめに

島根県の西部、大田市川合町に所在する物部神社は、古くは「延喜式」神名帳にみられ、石見国一宮として知られる神社である。主祭神は物部氏の祖神宇摩志麻遼命であり、武神であることから大内氏や毛利氏など武家の崇敬を集めていたことが社史や地域史の上で紹介されている⁽¹⁾。

さて当社には戦国期大内義隆寄進とされる銘了戒の太刀（重要文化財）をはじめ、数多くの刀剣類が所蔵されているが、その中に兵庫鎖太刀と称される太刀一口があることはほとんど知られてこなかつたところである（以下、本太刀とする）⁽²⁾。兵庫鎖太刀とはその名にも表われているように⁽³⁾、帶取に兵具用の鎖を用いた刀装のことであり、平安末期ごろからみられ、特に鎌倉期から南北朝期にかけて奉納品として多く用いられたことが知られている⁽⁴⁾。

本太刀は中身と鞘部分が残るもので、残念ながら完存品ではない。またいつ誰によって奉納されたかなど、史料はもとより伝聞さえ欠いている。しかしながら、類例を踏まえると本太刀は、本県における鎌倉期の希少な有形文化財であるとともに、中世前期の史料が乏

しい石見東部地域にあって、当時の政治史的・文化史的な状況をうかがい知る上で数少ない貴重な歴史資料とみられる。ここに概要を紹介するとともに、これがどのような歴史的事情のもとで当社に伝來するのか、奉納者の具体について検討してみようと思う。

なお表題に掲げた本太刀の名称「獅子文兵庫鎖太刀」は、後述するように、兵庫鎖太刀の基本的性格に加えて、鞘にみられる獅子文が特徴的であることから与えたことを最初に記しておく。

(2) 本太刀の概要

繰り返すように、本太刀は帶執に兵庫鎖を用いた特徴的な太刀捨えのものである。中身と鞘の部分が現存し、一方で柄、鐔、口金物、切羽、帶取の大半、さらに鞘先端を欠失する状態にある。

現存長は八〇・四cmを測り、これが中身の総長でもある。中身は刃長六七・五cm、庵棟で基部の厚さが五・五mm、同幅一・七cmある。茎は長さ一三・二cmあり、幅は基部で二・二cmを測り、目釘穴一個、銘は無い。

鞘は足金物、責金を高彫とし、鞘の全体に金銅の長覆輪をかけ、兩側面には金銅板の地板をわたしている。地板には足金物・責金・石突金物の合間に獅子文を毛彫りで表している。鞘の厚さはおよそ

一・三cmである。佩表の地板に「八四 無銘 古刀」と記された紙札が貼られている。

足金物は瓶子形で猪目透しを施し無文である。一の足の櫂金には僅かに一条分の鎖を残す。もとは三条の編み立てであつたとみられる。櫂金具は全部で五個の部品から成っている。足金物の猪目透かしはシャープであり、その上方の笠金は雲文で高彫される。一の足の金物は櫂金具までを含めると、全体で高さ五・八cm、最大幅三・三cm、最大厚一・八cm、瓶子形は最大幅一・七cm、下部で一・五cm、高さは三・六cmである。一方、二の足の金物は笠金も含め櫂金具のすべてを欠く。

長覆輪は上下二枚からなるもので、鐔側は上下双方で入り八双風の形状に成形される（ただし縁取りまではない）⁽⁵⁾。上方は長さ六八・八cmで完全なかたちで残るが、下方は六四・五cmのところで折れて、先端が五cmほどの小片となつて分離している。鞘のものとの長さは、これに先端金具の石突が付くと考えれば、それほど長くないと推定される。長覆輪は現状でおおむね茶銅色を呈するが、一部に鍍金がみられるので、金銅であるとしてよいであろう。

地板は佩表が長さ四五・二cm、佩裏が六三・五cmのところで折れて、ともに鐔側を消失する。両面にわたり獅子文が毛彫りで施されている。佩裏でみると、一の足金物と二の足金物との間に二頭、二の足金物と責金との間に二頭、さらに現状では責金を挟んで二頭と、計六頭描かれている。佩表は欠損のため四頭しか確認できないが、こちらも本来は六頭からなつていたと考えられる。これらは一つところに二頭ずつ対で表現されていて、つまりは片面が一対ずつ三連六頭が並び、両面あわせると六対十二頭からなる描割りの図である。獅子の姿態にはバターンがあるものの、全く同じものはなく変化をもたせながら力強く表現されている。一对の獅子の組合せは、互いに睨み合う二頭か、双方が一方向に睨みをきかす二頭かである。

なお現状で両面とも獅子文の文様を中心に戸金が残る。戸金はこの部分に特に意識し丁寧に施されているのかもしれない。

責金は杏葉状を呈するものである。現状でこれは一対の獅子文にかかる位置にあり、当初の状態にないことは明らかである。また二の足金物も位置がずれているようである。

（3）兵庫鎖太刀の形態的特徴や性格

以上が本太刀を実見して得られた資料の概要である。これには製作年代などの手掛かりとなる銘文はないと分かり、この点の検討からしなければならないが、そのためには兵庫鎖太刀の形態的特徴などを知つておく必要がある。別表は、国指定文化財を中心にながら類例および関連資料をまとめたものである（本太刀は表中の14）⁽⁶⁾。これによつてもおよそ兵庫鎖太刀がどのようなものかが分かり、その形態や年代、あるいは変化や性格などを知ることができると思われる。

形態上、兵庫鎖太刀の最大の特徴を挙げると、帶執りに兵庫鎖を用いるものであり、加えて鞘部や柄を長覆輪で仕立てるなど、金物を多用した造りになつてゐることである。兵庫鎖太刀には蛭巻太刀とともに、厳物造りの太刀という呼び名があるが、なるほど厳めしくそれに相応しい拘えである⁽⁷⁾。また鞘の地板を金銀板とし、華麗な装飾を施す例があるなど、厳物造りの堅牢さ、豪壮さに加えて、優美で華麗な姿のものともなつてゐる。文様には獅子牡丹文、松鶴文、鱗文などが多用されている特徴があり、花押の例も加えれば、これを製作させて所持し奉納する者の好尚や属性・出自がうかがえる。兵庫鎖太刀を専ら好んで利用したのが武士であつたこともすでに解説されているところである。

既述のように、兵庫鎖太刀は平安末期～鎌倉、南北朝期までのものとされるが、この間にあつて形式的な変化が指摘されてい



島根県大田市物部神社所蔵・獅子文兵庫鎖太刀（上：佩表、下：佩裏）



一の足金物



二の足金物



責金



獅子文(佩表1)



(同2)



(佩裏1)



(同2)



(同3)



物部神社

No.	名 称	所 �藏 者	指定の有無	形 態 的 特 徴	備考（紀年銘等の参考事項）	足金物 分類	出典
1	沃懸地松鶴平文兵庫鎖太刀	奈良県・談山神社	重要文化財	柄は白鮫着、同覆輪は金銅無文。鞘は金沃懸地松鶴平文。足金物は双脚式鎬き立て。鎖は矢失。	兵庫鎖中、最も古様を呈している式鎬き立て。鎖は矢失。	a	①
2	沃懸地酢漿文兵庫鎖太刀	奈良県・春日大社	国宝	柄は白鮫着、同覆輪は金銅無文。鞘は金沃懸地酢漿文描割。足金物は双脚式鎬き立て。鎖は特に太い3条。	平安末期か、下っても鎌倉初期と推定される。	a	①
3	沃懸地酢漿平文兵庫鎖太刀	奈良県・春日大社	国宝	柄は白鮫着、同覆輪は金銅無文。鞘は金沃懸地酢漿平文。足金物は双脚式鎬き立て。鎖は太い3条。刀身は実用。	平安末期か、下っても鎌倉初期と推定される。	a	①
4	金銅柏文兵庫鎖太刀	奈良県・春日大社	重要文化財	柄は鍍銀板包。鞘は鍍銀板包無文。足金物は双脚式。鎖は籠形。	長大で身幅の広い形姿は南北朝期の特徴とされる。	e (a')	①
5	金装花押散兵庫鎖太刀	奈良県・春日大社	国宝	柄は鍍地鍍金花押墨書。鞘は鍍地鍍金花押墨書。足金物は双脚式。鎖は籠形。	南北朝期。中身に「貞治二年月日」(1365) 銘。24個の花押は足利氏一門のものとされる。	e (a')	①
6	※沃懸地獅子文毛抜形太刀	奈良県・春日大社	国宝	柄は白鮫着、毛抜形金物据え。鞘は金沃懸地平鞘、3頭の獅子を描割り。足金物は足革で、足金物は瓶子形猪目透無文。	平安末期から鎌倉時代と推定される。	b	④
7	芦手絵兵庫鎖太刀	和歌山県・丹生都比完神社	重要文化財	柄は白鮫着、同覆輪は銀無文。鞘は銀地芦手絵線刻鍍金(蓬莱文に片輪車、「ちどせふる」云々の文字の線刻)。足金物は瓶子形猪目透無文。足金物は瓶子形猪目透無文。	当神社に伝わる兵庫鎖太刀4点のうち最も古く、鞘の文様を除けば、材質、形式とも12とほぼ同様とされる。	b	①
8	※銀銅蛭巻太刀	和歌山県・丹生都比完神社	国宝	柄は銀銅薄板蛭巻。龜甲花菱文繫。鞘は銀銅薄板蛭巻。足金物は瓶子形猪目透無文に龜甲花菱文繫高彫。足金物には兵庫鎖を伴っていたとみられる。	平安時代12世紀と推定される。	b	①・⑤
9	獅子造兵庫鎖太刀	和歌山県・丹生都比完神社	重要文化財	柄は白鮫着、同覆輪は金銅牡丹文高彫。鞘は鍍金地、金銅鱗文透彫版伏。足金物は獅子文高彫。	24に近く、鎌倉末期の作と推定される。	d	①
10	獅子牡丹造兵庫鎖太刀	和歌山県・丹生都比完神社	重要文化財	柄は白鮫着、同覆輪は金銅牡丹文高彫。鞘は鍍金地、牡丹文透彫版伏。足金物は牡丹文高彫。鎖は3条。	24に近く、鎌倉末期の作と推定される。	d	①

No.	名 称	所 �藏 者	指定の有無	形 態 的 特 徴	備考 (紀年銘等の参考事項)	足金物 分類	出典
11	獅子牡丹文兵庫鎖太刀	和歌山県・丹生都比売神社	重要文化財	柄は白鮫着、同覆輪は金銅牡丹文高彫。鞘は金銅獅子牡丹文線刻。足金物は牡丹文高彫。鎖は3条。	24に近く、鎌倉末期の作と推定される。	d	①
12	三鱗紋兵庫鎖太刀	東京都・東京国立博物館	重要文化財	柄は白鮫着、同覆輪は銀無文。鞘は銀地三鱗紋線刻鍛金。足金物は瓶子形猪目透無文。鎖は4条。刀身は無銘一文字。	刀身は無銘ながら鎌倉中期の備前一文字派の作で、外装も同時期とみられる。北条太刀と称され、北条氏から三嶋大社に寄進され伝えた。	b	①
13	沃懸地群鳥文兵庫鎖太刀	東京都・東京国立博物館	国宝	柄は白鮫着、同覆輪は鍛銀群鳥文高彫。鞘は金物は瓶子形猪目透群鳥文高彫。鎖は4条。刀身は「—」銘。	刀身は鎌倉中期の備前一文字派の作で、外装も同時期とみられる。上杉太刀の称があり、上杉家から三嶋大社に奉納、長らく当社に伝來した。	c	①
14	獅子文兵庫鎖太刀	島根県・物部神社		柄部・鷲部を欠失。鞘は金銅獅子文線刻鍛金。足金物は瓶子形猪目透無文。鎖は3条か。	足金物の形式や文様意匠などから鎌倉中期のものと推定される。	b	
15	三鱗紋兵庫鎖太刀	埼玉県・氷川女体神社	埼玉県指定文化財	柄は山金地、金箔押、同覆輪は山金魚々子地鱗文線刻。鞘は金銅、三鱗紋線刻。足金物は瓶子形猪目透鱗文高彫。鎖は3条	鎌倉末期以降の作と推定されるも、鎌倉中期ごろとする見方もある。伝北条泰時奉納とされる。	c	①
16	松藤文兵庫鎖太刀	京都府・高津義家	重要文化財	柄は白鮫着、同覆輪は金銅魚々子地鱗文高彫。鞘は金銅松藤文線刻。足金物は瓶子形猪目透鱗文高彫。鎖は3条。	24より若干時代が上ると推定される。	c	①
17	松鶴文兵庫鎖太刀	広島県・厳島神社	重要文化財	柄は白鮫着、同覆輪は金銅波に三鱗紋高彫。鞘は金銅松鶴文線刻。足金物は瓶子形猪目透松文高彫。鎖は3条。	16と同類とみられる。	c	①
18	松鶴文兵庫鎖太刀	広島県・厳島神社	重要文化財	柄は白鮫着、同覆輪は金銅波に三鱗紋高彫。鞘は金銅松鶴文に亀甲花文高彫。鎖は3条。	16と同類とみられる。	c	①
19	獅子牡丹造兵庫鎖太刀	広島県・厳島神社	重要文化財	柄は白鮫着、同覆輪は金銅牡丹文高彫。鞘は金銅地牡丹文線刻。足金物は獅子文高彫。鎖は3条。	24に近く、鎌倉末期の作と推定される。	d	①

No.	名 称	所 �藏 者	指定の有無	形 態 的 特 徴	備考（紀年銘等の参考事項）	足金物 分類	出典
20	牡丹文兵庫鎖太刀	広島県・厳島神社	重要文化財	柄は白鮫着、同覆輪は金銅牡丹文高彫。鞘は金銅地牡丹文線刻。足金物は牡丹文高彫。鎖は3条。	24に近く、鎌倉末期の作と推定される。	d	①
21	牡丹文兵庫鎖太刀	広島県・厳島神社	重要文化財	柄は白鮫着、同覆輪は金銅牡丹文高彫。鞘は金銅地牡丹文線刻。足金物は牡丹文高彫。鎖は3条。	24に近く、鎌倉末期の作と推定される。	d	①
22	沃懸地松鶴文太刀	栃木県・二荒山神社	重要文化財	柄は白鮫着、元来兵庫鎖太刀とみられる。柄は白鮫着。鞘は金沃懸地。足金物は瓶子子形猪口透鶴文高彫。刀身は実用。	柄の覆輪棟方に「奉施入中禪寺御原氏綱当聖人慈性房良海、刃方に「建治二年(126)卯月廿二日」の線刻。	c	①
23	金銅蛭巻兵庫鎖太刀	栃木県・二荒山神社	重要文化財	柄は革着黒塗、金銅板蛭巻。足金物は巾広着黒塗、金銅板蛭巻。足金物は巾広の板金。鞘は籠形。	4・5と同様、兵庫鎖が籠形で、南北朝期と推定される。	e (a)	①
24	金銅鶴丸文散兵庫鎖太刀	愛知県・熱田神宮	重要文化財	柄は白鮫着、同覆輪は金銅松鶴文。鞘は岩上鶴文高彫。鎖は3条。	鞘の覆輪棟方に「尾州春日郡安食上庄鎮守八劍大明神清滝權現長尾天神持奉施御劍永仁清滌權現長尾天神已亥三月二十二日勅進唯心房円□」と寄進鉾書銘。	d	①
25	牡丹文兵庫鎖太刀	島根県・須佐神社	重要文化財	柄は金銅板伏、同覆輪は金銅牡丹文高彫。鞘は金銅牡丹文線刻。足金物は牡丹文高彫。鎖は3条。	鎌倉末期の作と推定される。	d	①
26	牡丹唐草文兵庫鎖太刀	愛媛県・大山祇神社	国宝	柄は白鮫着、同覆輪は金銅牡丹文高彫。鞘は金銅牡丹文線刻。足金物は牡丹文高彫。鎖は3条。	鎌倉末期の作とみられる。『集古十種』には大塔宮すなわち護良親王が奉納したと記されるもの。	d	①
27	兵庫鎖太刀兵庫鎖残欠	東京都・武蔵御嶽神社	青梅市指定文化財	帶執足金物のみ。金銅製で瓶子子形猪口透鱗文。鎖は3条。同意匠のものが2点ある。	2点は同一時期のものでないとみられ、鎌倉中期・後期に二度奉納されたとみられる。形式化が進んでいるところからすると、時期はともに後期のうちに入ると。	c	②
28	兵庫鎖太刀兵庫鎖残欠	静岡県・佐野美術館		帶執足金物のみ。金銅製で瓶子子形牡丹文。鎖は3条。	鎌倉後期とみられる。もと出雲國日御崎神社伝来。天保年間に松江藩主松平家の所蔵、明治以降には個人の手を経る。	d	③

No.	名 称	所 �藏 者	指定の有無	形 態 的 特 徴	備考（紀年銘等の参考事項）	足金物 分類	出典
29	※鶴丸文兵庫鎖太刀（写図）	東京都・早稲田大学図書館（鞍馬寺所蔵）		「鞘平板金鶴」丸毛彫、柄鞘共惣覆輪、惣金物金メッキ」などとある。柄は茶地ノ金襷元。鞘は4連の鶴丸文毛彫。足金物は瓶子形地猪目透鶴松葉文。頭は3条。	八幡百里（写）、文化9（1812）。史料名は「金造兵庫鎖長覆輪太刀」であり、その脇に朱書で「藏（鞍馬寺）馬寺所蔵義経太刀」とある。	C	⑥
30	※柏葉鶴丸文兵庫鎖太刀（写図）	東京都・早稲田大学図書館（開聞神社所蔵）		柄鞘とも惣覆輪。柄・鑄に鶴松葉文。鞘は4連の鶴丸文。足金物は瓶子形猪目透鶴松葉文。鎖は3条。	八幡百里（写）、文化9（1812）。史料名は「開聞宮兵庫鎖太刀並拵祭天智天皇／則御大刀也ト云」があり、その脇に朱書で「延喜式神名帳牧開神社即是也」とある。早稲田大学図書館所蔵。	C	⑥

- (1) 本表は原田氏文献①に載る23点をベースにして、これに管見に及んだものを加えて作成した。なお並び順は足金物の形式の流れを考慮しつつも、所蔵者毎にまとめてあるため、結果として製作年代はランダムになっている。
- (2) ※印は兵庫鎖太刀の可能性のあると指摘されるもの（8）、絵画史料として残るもの（29・30）、さらに兵庫鎖ではないが本資料に関連して注目される別種の持えのものを加えたものである（6）。
- (3) 主に参考にした文献は以下の通りである。
- ① 原田一敏「兵庫鎖太刀」について』『MUSEUM』No.308東京国立博物館1976
 - ② 齋藤慎一「三鱗文兵具鎧太刀 残次考－中世の武藏御嶽神社と武藏国府－」『歴史考古学』50号2002
 - ③ 大阪歴史博物館外『特別展変わり兜・刀装具 戦国アバンギャルドとその昇華』2013
 - ④ 稲田和彦「（作品解説）『日本の意匠』第10巻1985
 - ⑤ 小笠原信夫「（作品解説）『特別展図録 日本の金工』東京国立博物館1985
 - ⑥ 早稲田大学図書館所蔵史料ホームページによる。

る⁽⁷⁾。原田一敏氏はそれが最もよく表れているのが足金物であり、別表にも示したa～dおよびe（'a）に分類されて、それもa→b↓c→d→e（'a）へと変化するとした⁽⁸⁾。

具体的には平安初期以来の形式を踏む双脚式のもの（a）から瓶子形のもの（b～d）へ移行する。そして後者のものも猪目透しで無文のもの（b）から、それに装飾が伴うもの（c）へ、さらにはその透しがなくなり全面装飾化したもの（d）へと変化する。南北朝期に至つては、足金物はaでありながらそれに付く鎖が籠状になります（'a）、ここにまた新たな形式への移行がみられる（すなわちe）。足金物におけるこの分類と変化は、兵庫鎖太刀の変遷を知る上での有効な物差しとなつていている。

兵庫鎖太刀の現存例などをみると、所在は関東から九州まで広く分布するとともに、圧倒的に神社に伝わるものであり、実用か非実用かの違いはあるにせよ、鎌倉期を中心とした奉納用の太刀としての性格が強くうかがえる。奉納者には高位な、あるいは有力な武士や公家と推定される例が少なくなく、特に武士の好尚や政治的な動向が多分に関係しているものとみられる。

武家に関わるものでは⑫・⑯が北条氏、⑬が上杉氏、⑤が足利氏の所持し奉納したものとしてよく知られた例である⁽⁹⁾。厳島神社所蔵の五点（17～21）についても、『厳島図会』によれば、鎌倉将軍家より奉納したものとされている⁽¹⁰⁾。また⑭は日光中禅寺宝殿へ佐野氏が奉納したものであるが、同氏は下野国を中心に勢力のあつた鎌倉幕府の御家人であり、この奉納が関東武将による日光山信仰の証左とみなされている⁽¹¹⁾。

兵庫鎖太刀はこうした特色をもつ資料と分かるが、本太刀の場合はどう年代的に位置づけられ、どういう特徴が見出せるのか、あるいはどういった奉納者が考えられるか、検討してみようと思う。特に奉納者についてはこれまでの記述を踏まえると、同時代における

当地の武士の動向に目を向ける必要がある。

（4）本太刀の製作年代及び獅子文表現

では本太刀の製作年代や固有の特徴について検討に入りたい。形態的特徴や製作年代を捉えるため、まず足金物に注目する。（2）で確認したとおり、それは瓶子形猪目透無文であつて、原田氏が分類するbのものである。このタイプの類例を挙げれば、他に⑦丹生都比売神社蔵の芦手絵兵庫鎖太刀、同じく⑧同社蔵の銀銅蛭巻太刀、⑯東京国立博物館蔵の三鱗紋兵庫鎖太刀、それに兵庫鎖太刀ではないが⑥春日大社蔵の沃懸地獅子文毛抜形太刀、の四例がある。

これらの中でもさらによく似た足金物は⑦と⑯の例であり、櫛金物の様相、特に笠金の高彫雲文の状態などが近似していく注目される。この二例と本太刀における近似性は、資料同士が技法上も製作年代上もより近い関係にあることを示唆するものである。足金物に限つて言えば製作工房を同じくしている可能性を考えてよいのかもしれない。

先の類例四点の製作年代は、古く平安時代に位置づけられる⁽⁸⁾以外、いざれもが鎌倉中期を下らないものとみられている。このことから推して、本太刀も同様な年代が推定できる。

足金物が瓶子形猪目透無文であることは、本太刀の製作年代が知られる重要な手がかりであり、かつ、この大きな特色と言えるものである。と同時に本太刀にはもう一つの大変な特色を指摘することができる。それは鞘部の文様意匠として獅子文が施されている点である。

鞘や柄等に獅子を表現した例を挙げると、丹生都比売神社蔵の⑨獅子造兵庫鎖太刀・⑩獅子牡丹造兵庫鎖太刀・⑪獅子牡丹文兵庫鎖太刀、⑯厳島神社蔵の獅子牡丹造兵庫鎖太刀の四点がある。⑨～⑪の三点は、正確にいえば柄先端に着ける兜金を獅嚙とするものであ

り（⑨はさらに石突も獅噭である）、鋳造により立体表現がなされている。また、⑨と⑩は足金物を獅子高彫とするものであり、線刻の平文ということでは⑪の鞘の地板にみられる獅子牡丹文が該当する。ただこれら四点については全体に装飾が豊かであつて、いずれも足金物はdタイプに発展したものである。このタイプは鎌倉末期のものとされており、本太刀とは意匠的にも製作年代的にも関係が薄いといえる。

兵庫鎖太刀ではないが、獅子文同士の比較において、むしろこれらより近い表現は、⑥春日大社蔵の沃懸地獅子文毛抜形太刀にみることができる。獅子文は金沃懸地の平鞘に施されているのであるが、佩表に坐・踞・走の姿態を表した三頭の獅子が描割され、佩裏にも背中に向けてうずくまる獅子の姿が描かれている⁽¹²⁾。ここにみられる獅子の姿態は先にみた本太刀のそれと、頭数は異なるが描割りの割付ともあわせて表現が近いように思われる。

細かい点ながら双方の彫線を見比べると、⑥は細めで纖細、流麗で彫技が巧みである。一方本太刀のそれは概して線が太め、素朴であつて洗練さには欠ける印象がある。またそれは地板の幅いっぱいに刻まれていて、一部は長覆輪の下に隠れてしまつていて。しかし、獅子は肉感があつて雄しく、姿態が画面いっぱいに広がることによつて、むしろ躍動感や迫力さえ感じられる。両者間における彫技の優劣は別として、筆者は本太刀により力強い野趣、豪壮さを見る思いである。

兵庫鎖太刀を離れるが、⑥の獅子文とほぼ同じ図様を示すのが、東京国立博物館が所蔵する獅子螺鈿鞍（重要文化財）である⁽¹³⁾。当資料は鞍の外側が金粉を密に蒔き詰めた沃懸地で飾られ、そこに頭をもたげ、踞り、後ろを振り返るなどの姿態をみせる獅子が螺鈿で表わされている。製作年代は平安から鎌倉時代のものとされ、古代から中世への過渡期の形態を示すものとされている。⑥も平安時

代末期から鎌倉時代のものとされていて⁽¹⁴⁾、双方の年代は近いと分かる。仮に両者が鎌倉時代のものであつたとしてもそれほど時期は下らないであろう。

本太刀はまず先の足金具の形式から鎌倉時代中期を下らないと推定したが、類似する獅子文との関係においても、本太刀がこの時代にあつて古い要素をもつものと分かり、年代を斯く位置づけることに特段問題はないと言えるかと思われる。

獅子文はこれまでの例からして、それが用いられた時代、とりわけ鎌倉時代における重要な装飾意匠の一つであつたことが知られるが、同時にまたそれは武士が登場し勢力を拡張したこの中世前期にあつて、武威をよく象徴するものであり、それが兵庫鎖太刀やその他の工芸資料の装飾文として大いに利用されたことを示してくれているようである。それほど獅子文からは武士の好尚と時代色がよくうかがえると思われるが、本太刀の素朴な中にも伸び伸びとした力強い獅子文表現には、その点がより強く反映しているとみる。

（5）本太刀の伝来事情の考察——奉納者を推定する——

これまでの記述から、本太刀の製作年代は鎌倉時代、それも中期を下らないと推定し、またその鞘に施された獅子文に大きな特徴があつて、そこには武士の好尚や時代色が端的に表われているように思われる指摘した。では、こうした特徴をもつ本太刀はいかなる事情で当社に伝来してきたのかを考えてみたい。

冒頭でも触れたように、本太刀には直接的な史料はもちろんのこと、これに関連しての所伝はまつたくない状況である。島根県下にあつて兵庫鎖太刀と言えば、㉕の出雲市須佐神社所蔵のものがよく知られている⁽¹⁵⁾。この場合、本体は鎌倉期のものでありながら（足金物はdタイプで末期のものである）、戦国期、尼子氏の寄進という所伝があることから、今日そのように位置づけられて理解され

ているかと思われる。しかし筆者はこれは後代になつて付与されたものと捉えており、もともと製作年代の鎌倉期の段階で当社へ奉納されたとみている。

ここでは尼子氏奉納説を問題にすることが狙いではないので次へ進むが⁽¹⁶⁾、要は少なくとも島根県下のこの二例については、鎌倉期の歴史資料ともなると、いつしか所伝さえ埋もれてしまい、結果的にどのような事情で伝来するのか、全くといってよいほど分からなくなつてしまっているというのが実際ではないかと捉えている。つまり、筆者からすると両例は所伝がない、ないしはそれに等しい状態がむしろ伝来の古さを物語ついて、鎌倉時代の時点にこそ製作され奉納された事情や歴史的な意味があるとみる。

多くの兵庫鎖太刀の例がそうであるように、また、それが有する特徴からもうかがえるように、本太刀は鎌倉時代、それも中期を下らない時期に物部神社への奉納太刀としてあつた、それが今日まで伝来していると考へて、この点を鎌倉期に遡つて具体的に検討してみると、

物部神社が所在する大田市川合（河合）の地名は⁽¹⁷⁾、古代以来石見国安濃郡のうちの郷名の一つであり、中世にも引き継がれて貞応二年（一二二三）三月の「石見国惣田数注文案」（益田家文書）では「かわ□□郷 千四丁一反二百四十歩」とみえ、当時は公領であつた。当地の支配はこれより以前の、嘉応元年（一一六九）一〇月日の「石見国目代序宣」（久利文書）に、久利郷の領主久利氏とともに、川合源三友弘の名がみえることから、この川合友弘が隣接する当郷の領主であつたと推定されている。史料上はその後、南北朝期に下り、建武三年（一二三三）九月日の「久利赤浪妙行代子息朝房軍忠状」（久利文書）に河合郷地頭金子孫五郎入道とあり、当地の地頭が金子氏であつたことを伝えている。注目されるのはこの金子氏の存在であり、本太刀は同氏によつて奉納された可能性があ

るのではないかと推定する。

金子氏は中近世を通じて、そして近代に至るまでながらく当社神主職にあつたことで知られるが、もとはといえば神社記録（物部神社文書）に「右大将家地頭職被仰付」と記されたように⁽¹⁸⁾、当初は鎌倉幕府御家人として当地に到来した武士であつた。すなわち、金子氏は東国の武藏七党の一つ村山党の一族とみられ、本領の武藏国入間郡金子郷をはじめとして、播磨国斑鳩荘などの地頭職にあつたことが知られている⁽¹⁹⁾。つまり一族には伊予金子氏に代表されるように、鎌倉幕府御家人として諸国に所領を得た者があつたのであり、当地の川合郷地頭職となつたのもこの金子氏であり、物部神社の神主職を兼ねていたと推定される。

奉納者や奉納理由を考えたとき、金子氏に限定してよいかという疑問は当然出てくると思われる。例えば厳島神社所蔵のものの中には、異国降伏を祈つて寄進したとみられるものがある⁽²⁰⁾。異国降伏とは文永・弘安の役にみられる蒙古来襲という対外的な緊張関係を反映したものであり、こうした事態が背景となつて奉納されたとみられる例である。また奉納者の地位や政治権力の大きさのことを考えると、当時石見国守護の地位にあつた人物が想定できなくなる。しかしながら、いずれも当地における実態がよく分からぬでいる。

残念ながら現状ではこうした可能性について検討するだけの史料に恵まれず、そうした制約を前提にした検討である。とはいえ、本太刀の場合において注目されるのは、一番には当社が石見国の一宮であることであり、その上でこの神主職と神社が所在する当地の地頭職の地位を兼ねるという条件を、東国武士の金子氏が手中にしていたことにあると考える。それが結果として武威の象徴たる兵庫鎖太刀の、奉納者とならしめたとみられるのである。また、そうしたことが考えられる前提として大事に思われるが、武士は基本、神社

の修復や祭祀を専らとすることが肝要とされ、広義に考えて太刀の奉納もその一つの行為であつたとみられることがある⁽²¹⁾。それが地頭職に就いた彼らの務めでもあつて、この地域にあって具体的な行為となつて現れたのではないかと推察する。

当社およびこの地域が有する歴史的環境からみえてくるものとして、この地頭職・神主職の両方につくことになつた金子氏の存在はやはり大きなものであつたと考える。石見国一宮への武威を象徴する太刀の奉納は、東国御家人を出自とする金子氏がその存在意義を当地において高める相応しい行為ではなかつたかと推察する⁽²²⁾。ここではこの金子氏を本太刀の奉納者とみてはどうかと提起しておきたい。

次いでながら当社には神事芸能を通して鎌倉幕府との結びつきをうかがわせてくれるものがある。それは早魃時の祈雨祭に執行される田楽の中で歌われる宝踊歌であり、鎌倉殿すなわち鎌倉幕府の長、鎌倉幕府のことが歌詞にみえている⁽²³⁾。東国御家人であつて当地の地頭となり、かつ当社の神主職になつた金子氏のことが、こうした歌詞を通してイメージできるようである。当地の鎌倉時代における状況は、現状で直接の文献史料から明らかにできる部分は限られているかと思われるが、こうした幾つかの点情報から垣間見えてくるものが当社周辺にはなはあるのではなかろうか。本資料もその点の一つであり、関東武士出身の質実剛健な武家文化の一端がここに表れているとみた。言い換えればそう想像させてくれる資料として本資料があると考へる。

(6) おわりに

本稿では大田市物部神社が所蔵する兵庫鎖太刀の概要を紹介するとともに、その伝来の事情・経緯について検討を行つた。

繰り返すが、本太刀の製作年代は鎌倉時代、それも中期を下らな

いものと推定された。そして欠損部分がありはするが、厳物造りの太刀といわれた兵庫鎖太刀の拵え全体から、加えて特に武威を象徴する獅子文から、同時代武士の好尚がよく表れた工芸資料と指摘した。

また史料や所伝を欠くものの、このような太刀拵えが当社に伝來する事情や理由を検討した結果、類例から推して製作当時からの奉納品としてあつたとみられ、その上で具体的に考察すると奉納者は金子氏が考えられると指摘した。金子氏は東国御家人として当地に来た武士であり、当地河合郷の地頭職を得ながら石見国一宮である当社の神主職をも兼ねていたことにおいて、奉納者として相応しいとみた。

以上の考察から、本太刀には美術工芸史的な価値と、鎌倉時代における当地・当社をめぐる史的環境が推定される歴史的な価値があると考える。とはいえ、現状で本太刀は柄が全く残らないなど、欠損した部分が少なくない。そこで最後に希望を述べると、将来にやや復元的な要素も加えつつ修理が行われれば、一般的の鑑賞にも十分応えられるものとなり、公開することで本太刀がもつ価値がより広く知られると思われる。その意味で今後当局において保護の措置がとられる期待することを期待する。

付記 1

物部神社で本太刀を拝見したのは昨年五月二〇日であった。貴重な調査の機会と発表の許可を与えていたいた当社宮司の中田宏記様に、末筆ではありますが心からお礼申し上げます。また最初に本太刀の所在についてご教示いただいた藤間亨氏、さらにこのたびの調査の橋渡し役になつていただき松尾充晶氏に感謝申し上げます。

註1

(1)「物部神社」『神國島根』島根県神社庁一九八一。 「中世」河合郷『角川日本地名大辞典』32 島根県』角川書店一九七九。

「大田市「中世」・「河合郷」『日本歴史地名大系三三巻』島根県の地名』平凡社二〇〇一など。

(2)『物部神社宝物(控)』(一九七六、島根県立図書館所蔵)をみると、当社には武具刀剣類が四〇点近く所蔵されている。なお筆者がこの存在を知ったのは昭和五五年(一九八〇)、藤間亨氏のご教示によるものであつた。

(3)兵庫鎖太刀は史料や文献、指定文化財名称によつて兵庫鎌勲勲勵勅太刀、兵庫鎧太刀、兵具鎖太刀とも表記されているが、ここでは筆者の責任において兵庫鎖太刀で統一して表わした。

(4)小笠原信夫『日本の美術 No.332 日本刀の控』至文堂一九九四など、多くの解説書や展覧会図録に記されている。本稿では基本、原田一敏『兵具鎧太刀』について『MUSEUM』No.308 東京国立博物館一九七六の研究成果を参考にした。

(5)縁取りは(12)東京国立博物館蔵の三鱗紋兵庫鎖太刀にみられる例である。本太刀と(12)とは類似点があつて製作年代が近いとはいえる、この細部の仕上げや鎖の条数の違いなどの多くの相違点があり、明らかに格の違があることが分かる。

(6)表註でも触れているように、別表は「兵庫鎖」の名称を伴わないが、もとはそのような掲えのものであつたとされるもの、あるいは兵庫鎖太刀ではないが金物や意匠の点で深く関係するもの、さらには記録類に残されて確認できるものも含めている。この表作成に当たつても前掲註(4)の原田氏の研究成果を参考に作成した。

なお現存の兵庫鎖太刀については、表以外で愛知県猿投神社蔵の「太刀 銘行安 附兵庫鎖太刀控」(重要文化財)や大戸

神社蔵のもの(以上二件は原田文献で触れられている)、さらに熊本県藤崎八幡宮蔵の「太刀 越前守藤原国次 附素銅兵庫鎖太刀控」(同県指定文化財)があると分かるが、詳細が確認できなかつたため今回では掲載をしていない。

(7)「いかものづくりの太刀」の名称は「平家物語」や「平治物語」にみえる。『日本国語大辞典』小学館一九七二

(8)前掲註(4)の原田論文による。なお e (a) はここで筆者が便宜的に与えた略記号である。

(9)前掲註(4)の文献など、多くの解説書や展覧会図録などに記されていることである。

(10)稻田和彦『嚴島神社所蔵の刀劍—寄進文書を中心に—』『学叢』京都国立博物館一九八五

(11)前掲註(4)の原田論文による。

(12)稻田和彦『沃懸地獅子文毛抜形太刀(国宝)』『日本の意匠第10卷 獣・魚・貝』京都書院一九八五

(13)小松大秀『獅子螺鈿鞍(重文)』『日本の意匠第10卷 獣・魚・貝』京都書院一九八五。なお本鞍の獅子文について同氏は後世の類型化されたものにはない自然で素朴な表現であると指摘している。本太刀もそれと同様な印象があり、この型にはまつていらないところが固有の魅力であると言える。

(14)解説書によつては、平安時代と位置づけるものがある。 (15)勝部亮之助『島根県下の刀剣について』『島根県文化財調査報告 第1集』島根県教育委員会一九六五

(16)池田宏『兵庫鎖太刀』『平成の大遷宮 出雲大社展』二〇一三などにこうした通例の解説がみられる。問題の所在を明らかにした上で真の奉納者については別稿で述べてみたいと思う。

(17)前掲註(1)に挙げた地名辞典の二書の記述を参考にした。

(18)物部神社所蔵で、明治期に書写された『吉永記・銀山記 合冊』

にみえる。石見銀山記、「毛利家」、「加藤家」（吉永藩主）、「古城址」につづけて「名家」の条があり、「川合一宮社国造金子氏」右大将家地頭職被仰付」云々とある。

(19)『角川日本地名大辞典』11 埼玉県 一九八〇。白石昭臣「物部神社」『日本の神々 神社と聖地』7 山陰 一九八五。原慶三

「中世前期の石見国(1) 安濃郡」(資料の声を聴く—虚像と実像—2009・7・23付けブログ)。

(20)前掲註(10)の稻田論文を参照。

(21)これは左記に示すいわゆる「御成敗式目(貞永式目)」の第一条および第二条に表わされているような武士と神社・寺社との関係性を踏まえた理解である。太刀の奉納理由(趣意)は個別にあつたとはいえ、基本こうして謳われるような規範が武士の行動を規定していたと考えている。

第一条

一、可修理神社專祭祀事

右神者依人之敬増威、人者依神之德添運、然則恆例之祭祀不致陵夷、如在之禮奠莫令怠慢、因茲於關東御分國々并庄園者、地頭神主等各存其趣、可致精誠也、兼又至有封社者、任代々符、小破之時且加修理、若及大破、言上子細、隨于其左右可有其沙汰矣

第二条

一、可修造寺塔勤行佛事等事

右寺社雖異崇敬是同、仍修造之功、恆例之勤宜准先條、莫招後勘、但恣貪寺用、於不勤其役輩者、早可令改易彼職矣
(22)兵庫鎖太刀であつたかどうか分からぬものの、厳島神社への奉納太刀の記録に、延応二年(一二四〇)、御棚守権国造散位とある佐伯氏からのものがある(前掲註10の稻田論文参照)。佐伯氏と言えば厳島神社の神主職にあつたことでよく知られて

いるのであるが、この当時は神主職から離れていたとはいへ、一門が同社の祭祀に深く関りを持った、実力のある存在であったのではないかと推定される。この例には、物部神社における

金子氏の場合と一脈通じるものがあるようと思われる。

(23)「物部神社」『神國島根』島根県神社庁一九八一。宝踊歌が列記されるなか、八調子、南明調、八調子、六調子、全に統けて「又、長い歌」とあり、「鎌倉殿へ参りては手には目白の鷹を据え、後に虎毛の犬を連れ、鎌倉殿へ参りては一畠たたみへ跪まつき、二畠たたみで酌をとる、三畠肴と嘶されて山を見れとも鳥もなし、川を見れとも鶴も居らず、小浜の磯の小蛤、これを肴とはやされた」の記述がある。なおこの歌は管見の限りでこの文献のみで紹介されている。

二、福城寺所蔵の銅造阿弥陀如来坐像

(1)はじめに

一、を脱稿後、物部神社所蔵の獅子文兵庫鎖太刀と関連性がうかがえる資料に出会うことができた。島根県立石見美術館で昨年の秋開催された、「中國地方の仏像」展出陳の銅造阿弥陀如来坐像であり、大田市福城寺の所蔵である(以下、本像とする)(1)。

太刀と仏像がどう結びつくのか、怪訝に思われるであろう。しかし本像は様式、年代、性格などから推して、鎌倉時代に關東地方で鋳造されたものが当地に移動したとみられ、兵庫鎖太刀の奉納者の可能性がある金子氏によつてもたらされたと推定されるからである。本像はその後、島根県立古代出雲歴史博物館に寄託され、早速同館でも新寄託資料の一つとして展示公開された。このとき新たに見解として本像はもともと懸仏であつた可能性があると指摘された

が⁽²⁾、その点は先の美術展で観察した際、筆者にも容易にうなづけるところであった。

兵庫鎖太刀と同様、本像には銘文もなければ他に史料や所伝が伴うわけではない。しかし冒頭の推察を可能にする幾つかの要素や背景が見出されることから、同太刀に追加して報告することにした。双方の資料を同時にみることで、石見東部における鎌倉期の一地域史像がより具体に描けるように思えたからである。

(2) 福城寺と本像の概要

福城寺は大田市川合町川合に所在し、物部神社からは直線で一八〇mほどの距離にある。当寺は浄土宗寺院であつて、山号は大畠山といい、寺紋は九曜文である。寺伝では前史をもちながらも、南北朝期の元弘元年（一二三三）の創建とされている⁽³⁾。

本像は右手を胸前に構え、左手を膝上に置き、來迎印を結んで結跏趺坐する阿弥陀如来坐像で、像高は三二・六cmである。肉髻珠、白毫相は表さず、右肩以下と左手首先以外は一鋸で造られている。

背面に二か所穿孔のある突起がつき、底部側にも小孔が空くとともに、そのまま脇にこれも穿孔のある金具を鉢止めする。穿孔は軀体前面の裳先左右にも二つある。これは台座に鉢止めするために空けられたとみられる。台座は上部から魚鱗葺きの蓮華、反花、上下框からなり、本像と一具のものと考えられている。

本像は面相や衣文表現、体軀の造形など、鎌倉時代彫刻の特徴を備えたもので、東京芸術大学蔵で建長五年（一二五三）銘の銅造阿弥陀如来立像など、十三世紀半ばの金銅仏に親近性があり、さらに同時期とみられる愛知県瀧山寺蔵の銅造薬師如来坐像と、衣文表現や上半身に対する下半身の造形などが共通するとして、製作年代は十三世紀半ばごろと考えられた。

以上が本像の概要であり⁽⁴⁾、加えて既述のとおり体軀の上下バ

ランスや裳先の穿孔などから、当初は懸仏であつたと指摘された。この点は筆者も首肯できるところであり、それを踏まえつつさらに筆者なりに気づいた点を幾つか述べてみる。本像を全体的にみたとき、体軀の上下バランスから受ける相対的な印象とはいえ、頭部から胸部にかけての量感表現なり正面觀が目を引くものである。一方、台座部は铸造でないこともあるが、蓮肉の平坦面は銅板を複数枚張り合わせて作られたり、その周縁に刻まれた蕊が後方では省略されたりたりする。台座部におけるこのような処理は、像本体の製作に比べ副次的で後付け的な扱いがなされていて、体軀中心の、それも先の上位部分が重視された造像のように受け止められる。

懸仏ということから、仮に本像の背面に円形の鏡板を想定してみると、先に筆者が注目する容貌から胸部にかけての上位部分が、ほぼその中心あたりに配されるかと思われる。逆にいえばそのことを意識しての造像が、本像に特有の体軀バランスを形成する要因の一つになつてゐるかと推察される⁽⁵⁾。その意味でも本像は懸仏の仕様にあつたと言えるであろう。

技法的な面では、像本体は頭部の前後で鉢型にズレが生じていたり、肩部や膝部分にスが認められるなど、鉢技の甘さを含みつつ、製作技術上の特色を反映しているものと思われる。それは東日本、特に関東地方の铸造仏の遺例においてしばしばみられる要素であり、同時に当地方の地域色として捉えてよい部分かと思われる⁽⁶⁾。となれば本像も関東地方で製作された可能性をもつことになる。

本像は像高三〇cmを超えていて、懸仏となると大型の部類に属する。後述するが、この点も関東地方の地域色の中で捉えられる要素である。ただしもともとの仕様が懸仏であつたからといって、実際の利用形態がそのようであつたかは別問題である。本像が鏡板を伴つて懸垂状態にあつたかとなるといさぎか疑問に思われるからである。



銅造阿弥陀如來坐像（軀体部正面）



浄土宗大畠山福城寺



本堂右手に位置する墓地群、觀音堂など



開山塔と歴代住職墓地および背後上段の残存石塔

のにもと香取神宮にあつた千葉県觀福寺蔵の銅造の四尊像がある。神仏習合の時代のことであれば、本像が近接する物部神社の本地仏を表わしていたと見なせなくもない。しかしその可能性は低く、後述するようにこの場合はもとより福城寺にあつたものとみてよいかと思われる⁽⁷⁾。なぜなら本像は製作当時（＝伝来時点）、阿弥陀信仰、淨土信仰の新たな担い手であつた、新興勢力の武士それも関東武士が護持した独立尊像（持仏）であつた可能性が高いとみられるからである。

（3）類例による時代性と地域性および特徴的な形式要素

本像が懸仮仕様のもの、しかも大型品であることにおいて、最初に懸仮の類例をみておく。鋳造の丸彫り像を懸仮としたものでよく知られるのが、先に例を挙げた觀福寺蔵の釈迦、薬師、地藏、十一面觀音の各坐像である。これらは銘文等から弘安五年（一二八二）から延慶二年（一二〇九）にかけての造像と分かるものである。像高は三四、五cmほどであつて本像に近く⁽⁸⁾、この点からも本像が同様なサイズの懸仮として製作されたであろうことがうかがえる。また四像のうち特に釈迦像、十一面觀音像は体躯の高さに比べ膝張りが弱く（膝の高さが低く幅が狭い）、本像と同じ体躯の上下バランスにあり、この辺りにも共通性や近似性が感じられる。

この他では岐阜県那比新宮神社蔵の正嘉元年（一二五七）の虚空蔵菩薩坐像（像高三五cm）、山形県若松寺蔵の弘長三年（一二六三）の正觀音菩薩坐像（同四五cm）、愛知県東觀音寺蔵の文永八年（一二七一）の馬頭觀音菩薩坐像（同二二cm）、東京都國立博物館蔵の建治元年（一二七五）の正觀音菩薩坐像（同二〇cm）、神奈川県長谷寺蔵の嘉曆元年（一二二六）・元德二年（一二三〇）・元德年間かとされる三体の十一面觀音菩薩坐像（同三六・三八・四二cm）などが挙げられる。

そこで、この可能性をより高めるものとして、まずは類例間の形式的な要素を取り上げてみる。ただしこの場合、類例は懸仮だけに限定しないこととする。というのは先の鋳造の懸仮にみられたこうした時代性なり地域性は、懸仮という特定の形態に限らず、あるいは鋳造、木造といった材質の違いにかかわらず、当時の関東地方における遺例の総体からうかがえるところであり、むしろ対象を広げることでこの点がよりはつきりするものと思われる。

ここで注目するのは、本像の脚部中央にみられる、舌状に懸かる衲衣の形式である⁽¹⁰⁾。この例を挙げると、①神奈川県寿福寺蔵で建暦元年（一二二一）ごろとされる銅造薬師如來坐像、②静岡県願成院蔵で建保三年（一二一五）とみられる木造阿彌陀如來坐像、③静岡県旧吉田寺蔵で一二二〇年代前半までには造られたとみられる木造阿彌陀如來坐像、④岐阜県願興寺蔵で一二二〇～三〇年代にかけてとみられる木造阿彌陀如來坐像、⑤神奈川県証菩提寺蔵で嘉祐二年（一二三六）の説がある木造阿彌陀如來坐像、⑥神奈川県高徳院蔵で建長四年（一二五二）が鋳始めとされる銅造阿彌陀如來坐像（鎌倉大仏）などがある。

本像はまずこれらの仏像群と舌状衲衣の形式を共有することから、造像上同じ系譜にあるものとみることができる。そしてこれらが東

日本それも関東地方を中心とする造像例であることが注意され、現所在地のことをひとまずおくとすれば本像も同じ範疇で捉えることを可能にしよう。

またそのうえでこれらを比較すると、本像にみられる面相部の張りや、量感のある胸部や腹部にかけての肉取表現、さらにはあまり複雑でない自然な衣文表現は②に近いものがある。しかし、②にはない髪際の曲線、全高に対する膝高の相対的低さなどは、頭部がやや前屈みでないという違いがあるけれど、ここは逆に⑤や⑥に近いといわなければならない。これからすれば本像は⑤・⑥以前であつて、かつ②にも近い要素が認められることになり、となれば十三世紀の前半代を含みつつ半ばごろまでと推定するのが適当のように思われる。本像の製作年代は先に十三世紀半ばと指摘されているとしたが、それよりは少し幅を持たせてみるのがよいのではないかろうか。

(4) 東国とりわけ関東地方における盛んな造像の様相

ところで鎌倉時代における铸造仏は、全体的傾向からしても、関東地方を中心とした東日本に多くの遺例があり、当地での需要の高さをうかがわせるものである。と同時にそれは当地で盛んに製作されたことを意味することにもなつて注意される。既に指摘されているように(1)、おそらくそこでは特定の仏師集団、铸造にかかる铸造師集団がいたものと理解される。となればこれらの造像群は彼らの存在なくして、また当地方の固有的文化的な事情や政治的な背景なくしては説明が難しいのではないかと考えられる。そうであるならば本像もこうした観点に立つて形態や性格などが検討され、歴史的な評価が与えられてよいと思われる。

鎌倉時代における関東地方の铸造仏は像種も豊かであり、かつ大型の作例が多いことが知られる。それほど当地域では铸造仏の製作が盛んであつたことを物語つている。阿弥陀如来以外の像種では、

例えば千葉県那古寺の千手觀音立像（像高一〇四・五cm）、同県小松寺の四臂十一面觀音坐像（同六〇・五cm）、及び栃木県寺山觀音寺の千手觀音立像（同三六cm）などが銅造のものである。特に那古寺のものは運慶の系統をひく仏師一門が関東に定着し、東国武士の様々な造像需要に応じていたものの一つに位置付けられている¹²。

鎌倉時代の铸造仏といえば、もう一つ特徴的なのが、年代的には十三世紀後半代からの例が多いとされる善光寺式阿弥陀如來像である。その分布域は関東地方に限らないとはいえ、これも東日本それも関東地方に造像例が多くあつて地域色の一端を表わしている。またこの像種は面白いことに当地域では銅造ばかりではなく鉄造のものも多く残されていて、しかも同一の型から铸造したとされる例が散見され、南東北・北関東を中心広範に流布した可能性が高いことが指摘されている¹³。このことも铸造仏が当地方で盛んに受容されていたことをよく表わし、かつ造像 자체が当地で盛んに行われていたことを示唆するものである。

鎌倉時代の铸造仏の在りようを通して、東日本それも特に関東地方における特徴的な造像の様相をみてきたが、本像もこうした一連の資料群の中に含めて捉えられるものである。すなわち大型の懸仏の仕様にはじまり、形式および製作技術的な側面など、その地の類例と本像は多くの共通項をもつていると分かるからである。そうであればその枠の中での铸造仏とみることが可能であり、つまりは本像が関東地方で製作されたものとみてよいことにならう¹⁴。

無論これだけで本像の製作地が特定されたことにはならないが、仮にそうとなれば本像はではどういう事情や背景からこの地にあるのかが問題となる。この点は本像の製作地を知ることと表裏の関係にあるとみられ、であれば逆に関東地方の造像事情にそれを解く手がかりがないか、あるいはそこから理由が類推できるのではないかと考える。

(5) 造像を支えた関東武士と阿弥陀信仰

ここでは関東地方で铸造仏の製作を支えた主体者である、檀越なり施主が主に誰であったかを問題にしてみたい。

茨城県中染町蔵の弘長四年（一二六四）の鉄造阿弥陀如来立像は、年紀とともに「大檀那桐原左衛門入道念心」などの銘文を有するものである。この桐原氏は茨城県北部に根拠地があつた同一氏族と推定されている。また栃木県専称寺蔵の文永四年（一二六七）の銅造阿弥陀如来像（善光寺式阿弥陀如来像、右脇侍像を伴う）は、那須氏の一族伊王野氏が願主となつた例である。さらに前述の那古寺の千手觀音立像は、鎌倉幕府成立に貢献した千葉常胤の孫に比定される「平胤時（花押）」の刻銘があり、関東武士が造仏に関わつているとみられる直接的な例とされている。

埼玉県向徳寺蔵の銅造阿弥陀如来及び両脇侍像三躯は、宝治三年（一二四九）の善光寺式阿弥陀三尊像である。この阿弥陀如来には「武州小代奉／冶鑄檀那父榮尊／母西阿息西文／宝治三己酉二月八日」の銘があり、ここにみえる小代（現埼玉県東松山市正代）は鎌倉時代、武藏七党のうち児玉党に属する小代氏の本拠地であつたとされる。

小代郷そして小代氏の場合で注目されるのは、この周辺地域において鎌倉時代の阿弥陀如来像を表わす板碑が多く残されていて、このことから小代氏には阿弥陀信仰が強くあり、それが関係して仏像の铸造や、板碑の建立がなされたとの指摘がある⁽¹⁵⁾。つまりこの小代氏の例にみられるように、関東地方にあつては、铸造仏、石造仏（板碑）を問わず、阿弥陀如来の造像が在地武士の信仰と深く関係していると知られるのである。

阿弥陀如来像の铸造例が関東地方に多くみられること、そしてその造像主体者の多くが在地の武士であつたことは重要である。すなわちこれにより当地における阿弥陀信仰が盛んであつたこと、それ

を支えた檀那、施主が主に当地の武士であつたことがうかがえるからである。また加えて興味深いのが、関東地方で铸造されたとみられる阿弥陀如来像が、その地を離れて西日本へ移動したと捉えられるケースがあることである。このことは関東武士が出身地を離れ新天地にいたつても、その信仰を継続していたこと（あるいは伝播的な結果も含めてであるが）を示唆するであろう。

(6) 移動をうかがわせる铸造例と本像との接点

東京学芸大学蔵の銅造阿弥陀如来像は、「伊予国小千本郡／十品寺本尊／願主富樂房仏也／檀越沙弥仏縁／建長五年癸丑二月時正中日己巳」の銘文があり、建長五（一二五三）の铸造であること、もと伊予国小千本郡の十品寺にあつたことなどが知られる。十品寺は今日よく分からぬ寺院であるが、小千本郡は伊予国越智本郡（越智は小千、小市、尾智とも書いた）のことであり、現愛媛県今治市郷の池付近を指すとされている。

この像は善光寺式阿弥陀三尊像の中尊像であつて、注目されるのは像容が東京都上染屋八幡神社蔵の弘長元年（一二六一）の阿弥陀如来像などと一致することである⁽¹⁶⁾。同神社のものは銘文によると、上州八幡庄（現群馬県高崎市）の檀主友澄入道と縁友伴氏が製作したものである。檀主については詳しく分からぬが、おそらくこの地域一体を領有した武士団の頭であつたに違いない。またこの像が当地方の铸造師によつて製作されたであろうことも想像に難くない。となればこれと像容が一致する同大学蔵のものも同じ関東地方での铸造例とみることができる。つまりこの状況から考へると当像は、施入先は伊予国の十品寺ではあつても、もともと製作地は関東地方であつたことになり、したがつてこれは製作地から移動したものと捉えてよい例になる。

因みに島根県下では、善光寺式阿弥陀如来像の遺例が近世のもの

も含め、あるいは版本のものも含めて現在五例知られている⁽¹⁾。

このうち鎌倉期の铸造仏で有名なのが、松江市善光寺にある銅造阿弥陀如来立像である。従来からこの像は、長野県善光寺の建久六年

(一一九五) 銘の本尊に作風が近いと指摘されるなど、善光寺式にあつては古式のものとみられるとともに、伝承が伴つていて注目される。すなわち平安末鎌倉初期の武将で宇治川の戦いでよく知られる佐々木高綱の持仏とされ、彼が鎌倉比企谷で見つけ西国行脚のうえでもたらしたというのである⁽¹⁸⁾。当像の像種や年代観などを踏まえてのことになるが、当像においても東国から西国への移動がこのような伝承を生んでいるのではなかろうか。つまりこの伝承は、鎌倉時代の武士による阿弥陀信仰が全国的に広がる中で、善光寺式阿弥陀如来像が当地へ請來されたことを暗示しているかと思われる。

もと十品寺の像が関東から移動した理由なり背景が何であつたか、明確にすることはおそらく困難であろう。しかしながら一番には檀越沙弥が関東と関わりをもつ人物であつたとみるのが自然である。沙弥自身が関東出身の武士であつた、あるいは直接でなくとも、当該地域との交流のあつた人物がこれを入手していたのではなかろうか。いずれにしても関東地方で製作されたとみられる铸造仏の中に、具体的な移動例が知られることになれば、同様に本像の場合がどうであつたかが注目される。

これまでの铸造仏の類例などから推して、阿弥陀如来像と関東武士とはかなり密接な関係にあると分かるものである。この場合関東武士そして阿弥陀信仰、浄土信仰ということが重要なキーワードになつてゐると思われるが、では本像は関東地方との間にどういう接点が考えられるであろうか。

結論から言うと、接点としても相応しいのは石見国安濃郡川合郷の地頭となり物部神社の神主職を勤めた金子氏であつたと考える。なぜなら同氏は関東出身であつて当地に土着するとともに、

も含め、あるいは版本のものも含めて現在五例知られている⁽¹⁾。

このうち鎌倉期の铸造仏で有名なのが、松江市善光寺にある銅造阿弥陀如来立像である。従来からこの像は、長野県善光寺の建久六年

(一一九五) 銘の本尊に作風が近いと指摘されるなど、善光寺式にあつては古式のものとみられるとともに、伝承が伴つていて注目される。すなわち平安末鎌倉初期の武将で宇治川の戦いでよく知られる佐々木高綱の持仏とされ、彼が鎌倉比企谷で見つけ西国行脚のうえでもたらしたというのである⁽¹⁸⁾。当像の像種や年代観などを踏まえてのことになるが、当像においても東国から西国への移動がこのように伝承を生んでいるのではなかろうか。つまりこの伝承は、鎌倉時代の武士による阿弥陀信仰が全国的に広がる中で、善光寺式阿弥陀如来像が当地へ請來されたことを暗示しているかと思われる。

もと十品寺の像が関東から移動した理由なり背景が何であつたか、明確にすることはおそらく困難であろう。しかしながら一番には檀越沙弥が関東と関わりをもつ人物であつたとみるのが自然である。沙弥自身が関東出身の武士であつた、あるいは直接でなくとも、当該地域との交流のあつた人物がこれを入手していたのではなかろうか。いずれにしても関東地方で製作されたとみられる铸造仏の中に、具体的な移動例が知られることになれば、同様に本像の場合がどうであつたかが注目される。

今までの铸造仏の類例などから推して、阿弥陀如来像と関東武士とはかなり密接な関係にあると分かるものである。この場合関東武士そして阿弥陀信仰、浄土信仰ということが重要なキーワードになつてゐると思われるが、では本像は関東地方との間にどういう接点が考えられるであろうか。

結論から言うと、接点としても相応しいのは石見国安濃郡川合郷の地頭となり物部神社の神主職を勤めた金子氏であつたと考える。なぜなら同氏は関東出身であつて当地に土着するとともに、

(7) ふたたび福城寺の歴史から

— 移動仏としての本像と金子氏 —

由来がはつきりしないとはいゝ、ここではもう一度、城福寺の歴史に立ち戻つて考えてみたい。

福城寺は浄土宗第三祖の良忠上人の法統にある、源忠によつて元弘元年（一二三三）に開基されたとされる⁽¹⁹⁾。念のため『淨土宗辭典』をみると、源忠は字であつて理眞といい（諱不詳）、良忠が『伝通記』を著す時に参与し、良忠に師事し淨土の法門を受けてこの名があるという⁽²⁰⁾。ただし源忠が亡くなつたのは正応二年（一二八九）五月二八日であり、先の開基年代と整合しないことは明らかである。他にも同様な事例があることからも、この辺りの歴史的な経緯や事情については時間の経過とともにおそらく曖昧になつていつたものと推察される⁽²¹⁾。源忠の生没年を考慮した上で、彼が当地を訪ねたことが契機となり城福寺が淨土宗となつたのであれば、今日の伝えより遡つて考えることができる。

また伝えでは源忠が最初に訪れたのが物部神社であり、次いで淨業したのが隣接する福城庵であつたとしている。つまり関わり方が福城庵から物部神社ではないのである。ここに浄土宗と物部神社、そして福城庵（非福城寺）とのつながりが垣間見えるようである。どこまで遡るのかは明確にしがたいが、こうしてみると福城寺が淨土宗と関係したのは実際には伝えよりも古く、それは源忠の没年以前であつて、十三世紀代のことと捉え直してよいと思われる。さらに福城寺の開基伝承で注目されるのが、物語を構成するのが源忠や郷民であることである。ここにみえる郷民とは一種の仮託表

本像を伝える福城寺とも関係をもつていたからである。具体的に言えば、金子氏は福城寺を菩提寺としていた可能性があるのでなかろうか。

現ではないか、すなわち本当は金子氏ではなかつたかとも推察する。

なぜならこの時代、金子氏が物部神社、福城庵、浄土宗、阿弥陀信仰、そして本像を結びつけるもつとも相応しい存在であつたと考へるからである。

福城寺の前身である福城庵がどのようなものであつたか。元中院ともいひ、もとは天台系であつたともされるが⁽²²⁾、庵ということでは本堂とは別の小堂であつたようにも考へられる。そこには阿弥陀像、すなわち本像が安置されてはいなかつただろうか。先に小代氏の阿弥陀信仰について触れたが、同氏に関してはあわせて次のような推定がなされていて注目される。承元四年（一二一〇）の小代行平譲状（小代文書）に、小代郷内の村々が四至とともに書き出された次に「阿弥陀堂一字加之」とあり、このことからそこに持仏堂なり墳墓堂のようなものがあつたと指摘されている⁽²³⁾。

また静岡県伊豆の願成就院は北条時政が建てた寺院であつて、先に例に挙げた木造阿弥陀如来像をはじめ、数多くの仏像群が残されていることで知られる。この寺院については当時の一般的風習からすると、もともと時政の屋敷内の持仏堂であつたであろうとの指摘がある⁽²⁴⁾。あるいは愛知の瀧山寺は鎌倉期、足利氏が外護を加えて地方大寺院となつたが、同氏被官連中も当寺と深い関係をもち、伊勢氏一族が持仏堂を建立したことなどが知られている⁽²⁵⁾。これも当時の武士が積極的に持仏堂などを設けたことを表わす事例の一つとして加えてよいであろう。

天台系の円城寺とのつながりはさておくとして、福城寺は前身に福城庵のあつたことに注目したが、この庵は金子氏の持仏堂の可能性がなかつただろうか。小代氏や北条氏の例があるように、筆者はこの福城庵に同じような性格や歴史を重ねてみていく⁽²⁶⁾。

（8）おわりに

福城寺のある付近一帯は、地名が神領であることからも分かるよう（位置図参照）、もともと物部神社の社領であつたと考えられるところである⁽²⁷⁾。福城寺はこのことからも物部神社と密接な関係にあつたとみられるが、その福城寺が同社の神主職を務めた金子氏と関係していたとみてよい証左がある。すなわちその形跡がいまも境内墓地の一画に残されている点である。

当寺の歴代住職の墓は本堂の東側の山手側にあつて、開山碑（見譽良忠）を中心多く無縫塔が立ち並んでいる。注意されるのはそのすぐ背後、一段高い位置の一画であつて石塔の残欠が残り（五輪塔で江戸期）、金子氏ゆかりのものとされている。両者が決して無関係でなかつたことを示している⁽²⁸⁾。

先に小代氏、北条氏、足利氏被官が阿弥陀堂や持仏堂を有していたことに触れたが、こうした例が当時のとりわけ東国武士の浄土信仰、阿弥陀信仰の一つの信仰形態を特徴的に表しているとすれば、金子氏においても同様な様相を推定してよいかと思われる。庵を設け、そこに持仏としての阿弥陀如来を安置するということが当地においてもみられたのではないか。それが今日福城寺に伝わる本像の、当初における姿ではなかつたかと想像する。さらに付け加えるならば、本像の願意が何であつたかも重要な視点となりうるであろう。鎌倉期の阿弥陀像は本像のようく圧倒的に来迎印のものが多いことが指摘されていて⁽²⁹⁾、その点にも留意する必要があるようと思われる。

小稿は、本像が関東武士である金子氏によつてその出身地より当地にもたらされた可能性があるというのが結論である。それは当時とくに関東で盛んであつた阿弥陀信仰や铸造による造像活動、そしてそれを主に支えた関東武士の動向あつての移動ではなかつたかと捉えてみた。

鎌倉期の铸造仏について、関東武士による移動という観点から論じたものはこれまであまり例がなかつたのではないかろうか。推論の上に推論を重ねての私見であるが、このことがこの時代の仏像彫刻史なり歴史学研究において少しなりと問題提起になつていれば幸いである。

付記2

小稿を成すに当たり、本像の所蔵者である福城寺ご住職三上智紀様にはご教示や写真掲載について承諾いただくなど、大変お世話になりました。末筆ながら心から感謝申し上げます。また本像の写真は島根県立古代出雲歴史博物館から提供を受けたが、椋木賢治・濱田恒志両氏の便宜によるものである。あわせて感謝申し上げます。なお本文中では本像に關係して多くの類例を挙げたが、脚注は基本論考に関わるもののみ示した。各資料で参考にした図録などの主な文献は、以下のものである。

- （1）『平安鎌倉の金銅仏 目録』奈良国立博物館一九七六、『第10回企画展 中世下野の仏教美術』栃木県立博物館一九八五、『岐阜の仏像』岐阜県博物館一九九〇、『第39回特別展 古代・中世人の祈り—善光寺信仰と北信濃—』長野市立博物館一九九七、『平成11年度秋期特別展 房総の神と仏』千葉市美術館一九九九、『第52回特別展図録 女たちと善光寺』長野市立博物館二〇〇〇九、『日本彫刻史基礎資料集成 鎌倉時代 造像銘記篇 第五／一卷』中央公論美術出版二〇〇七／二〇一五。

註2

- （1）椋木賢治編著『開館10周年記念企画展 祈りの仏像—石見の地より—』島根県立石見美術館二〇一五・九。
- （2）濱田恒志「ミニ企画展「島根の仏像—最近の寄託から—」の開催

（3）寺伝による。また後掲註（19）の文献などが参考になる。

（4）大半は前掲註（1）の文献を参考にした。なお細かいことながら台座の蓮弁の多くは、先端に瓔珞を垂らすための小孔が施されている。実際には瓔珞が着いていなかつた可能性があるが、本像にはこうした莊厳さも加味して製作されようとした意図が感じられる。

（5）鏡板を伴つた大型の懸仏で参考になるのが、千葉県觀福寺の地蔵菩薩坐像、岐阜県那比新宮神社の正嘉元年虚空藏菩薩坐像などである。

（6）鋳型のズレなどは群馬県善勝寺の銅造・鉄造阿弥陀如来坐像、東京都八幡神社の銅造阿弥陀如来坐像、東京都国立博物館の阿弥陀如来及び両脇侍像にみることができる。

（7）物部神社の神仏習合の状況については、同社の慶長十三年（一六〇八）の棟札写をみると頂部に大日如来を中心とした三種子が表わされていることが知られる。同社と真言宗との関係がいつからなのか不明であるが、同社は大日如来を本地としていた可能性が高く、その点からすると本像が当社の本地を表した可能性は極めて低く、本像はもとより福城寺にあつたとみてよいであろう。ただし正確に言えば、後述するようにその一角の庵にあつた可能性が高いとみる。また台座もこのときから附属したものではなかろうか。躯体と同時代のものとはいえ、もともと懸仏仕様の段階のものではなかつたと推定する。その点でも筆者は椋木氏の理解と異なる。

- (8) ただし十一面觀音像の場合は四二cmである。とはいへ一連のものとして捉えてよいものである。
- (9) なお関西地方の古い例に、平安後期とされる滋賀県園城寺藏の釈迦如来像が知られるが、同種のものとして扱うことは適当ではないであろう。
- (10) 塩澤寛樹「静岡・願成就院本尊阿弥陀如来坐像について」『MUSEUM』第576号二〇〇二。同「美濃・願興寺の阿弥陀如来坐像及び釈迦三尊像について」『仏教藝術』263二〇〇二。および浅見龍介「伊豆・旧吉田寺の阿弥陀三尊像、毘沙門天像について—観音と地蔵を脇侍とする一作例—」『MUSEUM』第552号一九九八を参考にした。
- (11) 前掲註(10)の塩澤論文などに触れられていたり、あるいは展示図録などの解説に時折みられるものである。
- (12) 山本勉「千手觀音菩薩立像」『房総の神と仏』千葉市美術館一九九九
- (13) 山本勉「二五九 阿弥陀如来像（中染町藏）」『鎌倉時代 造像銘記篇 第九卷』一〇二三
- (14) 因みにボストン美術館藏でもと近江国松尾寺にあつた銅造正觀音菩薩坐像は、文永六年（一二六九）に仏師（鑄物師）西智なる人物が製作しているが、畿内での造像であつて、明らかに関東地方のものとは異なる作風を示すものである。
- (15) 千々和到「東国における仏教の中世的展開（一）・（二）—板碑研究の序説として—」『史学雑誌』第八二編第二号・第三号（史学会、ともに一九七三）。
- (16) 松田誠一郎「二〇五 阿弥陀如来像（東京藝術大学）」『日本彫刻史基礎資料集成 鎌倉時代 造像銘記篇 第七卷』二〇〇九他
- (17) 古幡昇子「善光寺式阿弥陀および脇侍像現存作例一覽概要」
- (18) 『佛教藝術』三〇七号二〇〇九。武笠朗「善光寺信仰とその造像をめぐって」『同上』三〇七号。
- (19) 『國宝重要文化財 佛教美術 中國三（島根・山口）奈良国立博物館一九七七。『女たちの善光寺』長野市立博物館二〇〇九。『安濃郡誌』島根県安濃郡役所大正四年（一九一五）には「福城寺 大字川合ニ在リ、淨土宗第三世ノ良忠上人ノ法孫、源忠本村一宮社ニ詣テ、其側ニ在ル福城庵（一二元中院ト称シ円城寺四十八坊ノ一ナリト云フ）、ニ宿リ教化ヲ施ス、鄉民隨喜シ一寺ヲ建立センコトヲ請フ、源忠即チ留リテ一千日ノ淨業ヲ修ス、民為二地ヲ寄附シ堂宇ヲ建テ大畠山福城寺ト改ム、実二元弘元年七月ナリ、三世覺成亦博識ニシテ足利義満將軍ノ帰依二由リ応安二年現在ノ地ヲ拝領セリ。』とある。
- (20) 『淨土宗辭典』一九四三および『淨土宗全書』デジタル化事業・淨土宗ホームページから。
- (21) 茨城県中染町藏の弘長四年（一二六四）銘の鉄造阿弥陀如来立像は、銘文中に法然寺の名を有している。これが現常陸太田市にある同名の浄土宗寺院であるとすると、銘文の年代とにズレがあることが注意される。というのも同寺は延元元年（一二三三六）を開創年代としているからである。なお当像も東金砂山東清寺阿弥陀院という小堂に伝來したことがあわせて注意される。
- (22) 元中院（福城庵）は天台宗円城寺の四八坊のうちの一つであったとされる。前掲註(19)の文献にみえる。
- (23) 前掲註(14)の千々和論文に同じ。なお同氏はつづけてこの持仏堂的・墳墓堂的性格をもつものが譲状に記されていることにおいて、それが一族の崇敬を集め、惣領はその祭祀権をテコにして一族の族的結合を絶えず強化していくことに注意する必要があるとも述べ、それが大型の板碑にもあらわれているとする。また小代氏は肥後下向後に浄土宗の淨業寺を菩提寺にしている

ことにも触れていて注目される。

(24) 石井進『日本の歴史7 鎌倉時代』中央公論社。また願成就院の仏像については前掲註(9)の塩澤論文も参考にした。

(25) 「瀧山寺」『角川日本地名大辞典 23 愛知県』角川書店一九八九

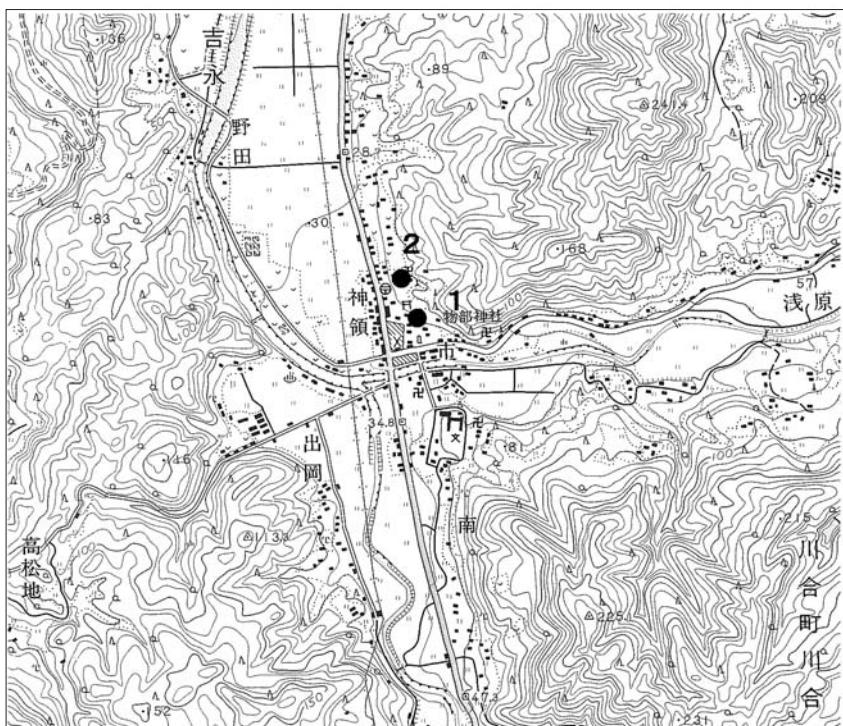
(26) 慶長年間かとみられる「古絵図」(物部神社蔵)を注視してみると、境内の左手奥(西側、社領町の突き当たり付近)に神主屋敷があり、そのさらに奥まつて庵風の小さな建物がみられる。描画の対象は物部神社なり社家に関わってのものであり、もしかするとこれは福城寺にあつた小堂(金子氏の持仏堂)を描いているかもしねれない。

(27) 「物部神社資料」『神道大系 神社編三十六 出雲・石見・隠岐国』一九八三

(28) 福城寺住職のご教示による。また福城寺には今日同墓地に隣接して「観音堂」と称する堂が建つてある。これについて由緒がはつきりしないということもあるが、面白いことにその堂前に室町以前とみられる一対の五輪塔が配置されていることも気になるところである。想像の域を出ないがもしかするとこれもかつて金子氏と関係あるもので、本像を安置した小堂(庵)の名残りと考えられなくもない。なお同寺の周辺墓地には鎌倉期にまで遡るとみられる宝篋印塔の残存部分もあり一帯が注目される。

(29) 武笠 朗「鎌倉時代の阿弥陀造像と鎌倉大仏」『実践女子大学美学美術史学』第二七号二〇一二三が参考になる。

位置図 1 物部神社、2 福城寺
(国土地理院発行、2万5千分の1地形図「三瓶山西部」より)



初代松江警察署の文化財指定までの道のり

安 高 尚 穀

1 雜賀町での発見

松江市雑賀町5丁目1丁目（現在：626番地）に北辰堂と呼ばれる建物があつた（写真1）。その建物は、昭和四年頃から平成十七年頃まで線香製造工場として操業していた。雑賀の郷土史である「雑賀の今昔」によれば、その建物の前身は旧雑賀幼稚園であり、大正六年に新築されたものであるとされていた。また、NPO法人まつえ・まちづくり塾のパンフレットなどで建築遺産として貴重であるとの指摘もされていた。平成二十五年、北辰堂の建物と土地は第三者に移譲され、新たな所有者は建物を撤去し、住宅地として造成する意向を周辺住民に示した。



(写真1) 解体前の北辰堂



(写真2) 初代松江警察署古写真



(図1) 襖の裏紙

前の建物調査を行うため島根県建築士会・会長足立正智氏へ調査を依頼した。北辰堂の旧所有者（大澤氏）からの聞き取りから同建物が元は警察署であったという証言を得たことにより、明治十三年建築の初代松江警察署の古写真（写真2）と一致することを確認するとともに、警察署で使用された文書が襖の裏紙（図1）に使用されていたことなどが確認され、北辰堂の建物がかつての初代松江警察署の建物であるとの確信を得るに至った。

本稿では松江警察署の歴史と解体に伴う調査により判明した事実を述べ、今後の課題について言及したい。なお、初

代松江警察署庁舎については既に「初代松江警察署庁舎報告書」、「日本最古の警察署遺構 初代松江警察署庁舎」、「初代松江警察署 庁舎 再建に向けた活動報告」^{vii}があり、本稿はそれらを改稿したものであることを付言しておきたい。

2 松江警察の歴史

松江藩は、廢藩置県に伴い明治四年七月に松江県、同年十一月に島根県となり、明治五年に松平直応旧邸を県庁とした。県庁内には警察・訴訟・断獄・囚獄・懲役の5係からなる聽訟課が設けられ、また、島根県庶務課・租税課に行政警察を分掌していた。明治九年一月に、警察事務は聽訟課が改称されて第四課（警保）が取扱うことになった。同年十月には警察区画を定め、雲石両州を7区に分け、

警察出張所7ヶ所、屯所

6ヶ所、分屯所50ヶ所

を配置することになる。

これに伴い、島根・秋鹿・

意宇・大原4郡を統括す

る明治九年十月に設置さ

れた第一松江警察出張所

は明治十年三月に松江警

察署と改称されるが、事

務所はそのまま県庁内の

第四課のもとに置かれて

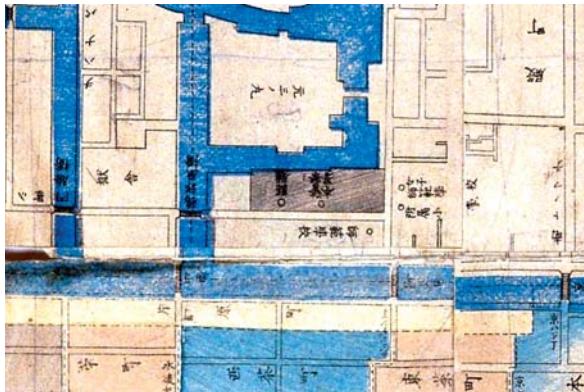
いた（図2）。明治十年

に発足した島根県の警察

署・分署は明治十九年の

一郡区一署制が採られる

まで、警察本署と同じよ



(図2) 出雲国松江市街之図(明治12年)

うに幾多の変遷をたどる。当初、民家や寺院を借りて庁舎に充てていた警察出張所と屯所は、警察署と分署に変わり、新築されることが多くなる。明治十一年の広瀬署佐白分署を皮切りに新築されていった。^{viii}

2 (1) 初代松江警察署の建築経緯

松江警察署の前身である第一松江警察出張所は、設置当時、島根県庁内に設けられ、松江警察署と改称されても県庁舎に置かれたままであった。明治九年四月の島根県・浜田県・鳥取県の合併に伴い従来の県庁舎は狭隘であるとして、明治十一年に松江警察署の新築許可願いが政府に提出されているが、この時は許可されていない。県庁舎が明治十二年に新築され、松江警察署は明治十三年に殿町に新築されることになる。

当初、松江警察署の新築位置として県庁舎の背面が検討されたようだが、県庁舎の向い側の私有地（第104番地）が県庁並びに監獄署にも近く便利であるとして、ここを松江警察署の用地とするこ

とになった。



(図3) 松江市街図(大正10年)

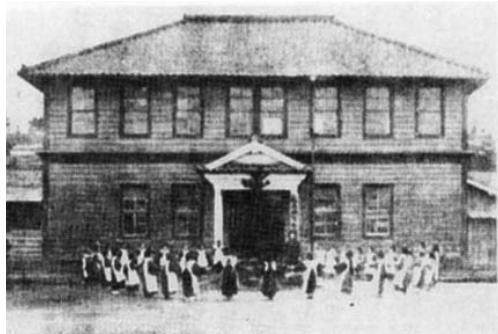
江警察署庁舎は明治十三年十月二十五日に新築落成し、本署もここに移されたことが確認できる（図3）。現在の松江市殿町2番地であり、島根県第二分庁舎が建っている場所である。

2 (2) 雜賀幼稚園へ

大正五年春、中田テルが雑賀幼稚園を、雑賀町2丁目4丁目に開園する。時を同じくして大正五年六月二十九日、殿町2番地に第2代松江警察署庁舎が着工され、大正六年三月二十五日、第2代松江警察署庁舎が落成する（図4）。

大正六年九月六日、雑賀幼稚園が雑賀町5丁目1丁目（現北辰堂の場所）へ移転する（図5）。この時に初代松江警察署庁舎が移築されたと考えられる。大正六年十二月一日、第2代松江警察署落成式が行われた。

昭和四年二月、中田テルが雑賀幼稚園の経営を松南教育会に移管する。昭和四年四月、松南教育会が雑賀小学校記念館に幼稚園を移転し、開園さ



(図5) 雜賀幼稚園（雑賀の今昔より転載）

(図4) 第2代松江警察署庁舎
(島根県警察史より転載)

れた。同時に雑賀幼稚園に使用されていた初代松江警察署は使用されなくなつた。その後、線香製造工場（北辰堂）として増改築され、平成十九年まで利用された。

3 初代松江警察署庁舎の建築的特徴

島根県下で明治十一年から十三年までに新築された警察署は、表1にあるように広瀬署佐白分署、西郷警察署、掛合警察署、浜田署浜田分署、杵築署平田分署、松江警察署、杵築署大田分署の7署であるが、これらの内、松江警察署は規模も建設費も最大である。県庁所在地に新たに建てられることになった松江警察署には本署も併設されて、規模も建設費用も大きくなつたのである。

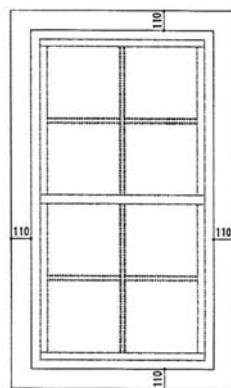
建物は、木造2階建て、屋根は寄棟造棟瓦葺きである。

建築規模は桁行五十二尺（15.756 mm）、梁間三十二・五尺（9.847 mm）、正面中央に玄関ボーチを張り出している。玄関ボーチの屋根は切妻屋根で三角形の破風おり、天井は菱形の格子組天井である（図5）。切妻屋根を支える柱は高さ400 mmの礎石の上に立ち、面取りを施した210 mm角の角柱である。外壁は板を羽重ねにした下見板張りで、1階と2階の

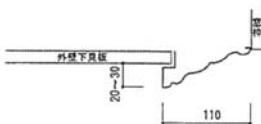
表1 警察庁舎建築状況（明治11～13年）

建築年月	警察署・分署	建坪 (m ²)	経費 (円)
M11. 7	広瀬署佐白分署	10.5坪(35)	208. 47
M12. 10	西郷警察署	29坪(95.7)	569. 10
M12. 11	掛合警察署	35.2坪(116.2)	700. 336
M12. 12	浜田署浜田分署	8坪(26.4)	189. 37
M13. 10	杵築署平田分署	8.5坪(28.1)	203. 126
M13. 11	松江警察署	66.4坪(219.1)	2,095. 215
M13. 11	杵築署大田分署	9.5坪(31.3)	428. 60

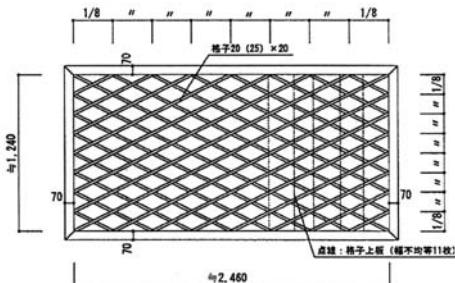
間には水平帶（蛇腹）が付いている（写真3）。2階の軒下にはかつて幾重にも繰り出す水平帶（蛇腹）があつた。下見板張は、外回りの柱には、下見板張の板を張る位置に合わせて斜めに欠き込みを入れ、柱は、この欠き込みに直接打付けられている。なお、四隅の柱は他の外壁通りの柱（約150mm角）に比べて太く（約210mm角）、下見板張は、この四隅の柱の内に組み込まれている。用いられている材は柱が杉、梁桁は松でほぼ統一されている。窓の大きさは全て



(図6) 窓外観姿図



(図7) 窓枠モール断面図



(図5) ポーチ天井伏図



(写真3) 水平帯・下見板・隅柱

(写真4) ファンライト



(写真5) 隠岐郷土館

以上、建物の要所に洋風建築の技法及びデザインが用いられているが、本建築は島根県の官庁建築における最初期の洋風建築遺構であることが判ってきた。これまで、島根県で最古の官庁建築は隠岐郷土館（旧周吉外三郡役所／明治十八年建築／県指定文化財）とされていていたが（写真5）、本建築はそれより5年も前に建てられたもの

のである。

縦長の上げ下げ窓と窓の均一な配置、下見板張りの外壁、正面入口の両開き扉、その上部の半円アーチの欄間等、この建物の建築意匠は隱岐郷土館や興雲閣（明治三十六年建築／県指定文化財）と類似しているが、初代松江警察署はそれらの先例と見なしてよい。ところで、興雲閣の意匠は二代目島根県庁に酷似している。二代目県庁舎が新築されたのは明治十二年で、同二十五年には西隣に県会議事堂（後の松江農業会議所）が建つ。この建物の意匠・形態は初代松江警察署に酷似している。初代松江警察署は二代目県庁舎の意匠を引継ぎ、精錬され、その後の規範とされたのだろう。

下見板張の柱への取付け手法や上げ下げ窓の均一な配置などによる柱間隔の不揃いは、明治初期に日本に導入された洋風建築の表現方法やシンメトリー（左右対称）をベースとするデザイン手法を優先した結果であろう。

復原については、外回りの部材（柱・板材など）は殆ど残つており、また、明治時代に写された外観写真も数枚あつて、外観の形状は確定できるので、復原可能であるが、内部の間取りについては、建築前に作成された計画図及び明治時代の写真の詳細な検討、類例建物の調査、警察OBの聞き取り調査、さらなる資料調査等が必要になるだろう。移築時に撤去されたと見られる屋根上の物見櫓については、使用されていた部材が何点か屋根裏で転用されていることが判明し、櫓の復原もほぼ可能である。

4 初代松江警察署庁舎の建築史的位置付け

初代松江警察署庁舎は、すでに国的重要文化財に指定されている旧鶴岡警察署庁舎（明治十七年十一月竣工）と作風は異なるが、地方における明治初期の洋風建築の特色をよく表している。本建築は今回の解体工事に伴う調査によって、明治十三年建築の初代松江警察署（建造物）に指定された（写真6）。

察署庁舎を移築した建物であることが確定し、警察署庁舎としては、日本国内で現存が確認されている警察署のなかで最古とされている明治十六年十月竣工の旧本庄警察署（現本庄市立歴史資料館、県指定文化財）や、国指定重要文化財である明治十七年十一月竣工の旧鶴岡警察署（建造物）よりも古く、現時点では、現存する国内最古の警察署庁舎であることがはつきりした¹⁹⁾。

また、これまで、島根県では隱岐郷土館（旧周吉外三郡役所／明治十八年／県指定文化財）が官庁建築において洋風建築の最古のものと見られていたが、それより五年前の建築であり、島根県において最初期の洋風の公共建築遺構ということとも判明した。

なお、島根県庁舎及びその周辺整備計画は、景観に配慮した計画性が高く評価され昭和四十五年には日本建築学会賞を受賞している。その歴史的要因は、明治以降、三ノ丸とその周辺に公共建築が建てられ、そして、建替えられてきた、その連續性にある。初代松江警察署庁舎は、三ノ丸周辺における官庁建築の最古の遺構であり、その先例（規範）として、シンボル的な存在にもなり得る歴史的建造物といえる。



(写真6) 部材の保管状況

- ①我が国では最古の警察署庁舎である。（日本建築学会編「歴史的建築総目録デーティベース」より）
 ②松江市では田野家住宅（旧田野医院）（明治六年建築／松江市指定文化財）に次いで古い洋風建築である。
 ③島根県内（山陰地方）では最古の公共建築遺構であり、島根県の最初期の庁舎建築の形態及び構法を伝える遺構として貴重である。
 ④当地方における洋風建築の導入過程とその技法を明らかにする上で貴重である。
- ⑤松江城三ノ丸周辺における官庁建築遺構として貴重である。
 ⑥以上の点から見ても、歴史的建造物としての価値は極めて高い。

5 今後の課題

この歴史的建造物は、松江市の指定文化財にはなつたものの（今のところ）再建に対する具体的な方向性は示されておらず、その保存・再建・活用は民間に委ねられようとしている。

初代松江警察署庁舎は、然るべき場所に再建されこそ、その存在価値がある。この建物の保存・再建・活用は市民及び各界から望まれ、期待されている。この建物の性格から、再建事業は官民一体で進展するのが望ましいだろう。

松江建築研究会としては、この建物の価値を松江市に留まらず、全国に発信し、この建物の再建に対する協力・支援を働きかけていける一方、島根県及び松江市にも働きかけ、官民一体の再建事業を目指している。この再建事業計画を如何にして現実のものとするか。松江市民や島根県民とともに重要な課題である。

初代松江警察署庁舎は、取壊されることになつてはじめてその存在が確認され、歴史的文化的に貴重な建物であることが判り、保存を求める声が強くなつた。建物は部材として保存されているが、今回、松江市は部材のままで文化財（建造物）に指定した。部材のま

まの文化財指定は全国的にみても事例が少なく、文化財指定の方を全国に提示することにもなつた。今後は、どのようにして保存・再生・活用が行われるかが、注目されることになるだろう。「歴史ある建築物」をどうするか。特に近代建築の寿命の短さ（scrap and build）が問われている現在、初代松江警察署庁舎の保存・再生・活用への取り組みは、「歴史ある建築物」の生かし方として、注目されることになるだろう。

- | | |
|------|---|
| i | 雜賀郷土史編纂実行委員会『雜賀の今昔』（一九九一年八月） |
| ii | 足立正智著「初代松江警察署庁舎報告書」（二〇一四年六月） |
| iii | 和田嘉宥・他著「日本最古の警察署遺構 初代松江警察署庁舎」（日本建築学会第38回中国支部研究報告会 二〇一五年三月） |
| iv | 松江建築研究会編「初代松江警察署庁舎 再建に向けた活動報告」（二〇一六年五月） |
| v | 詳しいことが知りたい方はii、iii、ivを参照して頂きたい。広く初代松江警察署庁舎の存在を知つてもらうため松江建築研究会を代表し、筆者が本稿を担当した。 |
| vi | 島根県警察史編さん委員会編『島根県警察史明治大正編』（一九七八年） |
| vii | 島根県警察史編さん委員会編『島根県警察史明治大正編』（一九七八年） |
| viii | 日本建築学会編「歴史的建築総目録デーティベース」より、日本最古の警察署の遺構であることが確認できた。 |

〔編集後記〕

本号には、論文二本、資料紹介、および時評を掲載しました。杉岳士氏の論文は、十八世紀石見国において書写・伝承された『慧星論』を手がかりとして、近世地域社会における知の広がりの様相を学界未知の史料によって浮かび上がらせたものです。沼本龍氏の論文は、一八九〇年代における出雲地域を起点とする陰陽連絡鉄道の敷設運動について、官設「安来線」や民営「両山鉄道」など幻の鉄道計画を追究し、山陰における鉄道黎明期の実像を明らかにしたものであります。鳥谷芳雄氏の資料紹介は、物部神社所蔵の獅子文兵庫鎖太刀と福城寺所蔵の銅造阿弥陀如来坐像の特徴や性格を詳細に分析し、いずれも鎌倉時代に東国御家人の金子氏（のちの物部神主）によつて当地域へもたらされたものである可能性を論じたものです。

また、安高尚毅氏には、松江建築研究会を中心とする保存運動によつて、二〇一四年十一月二十六日に松江市の文化財（建造物）に指定された初代松江警察署居舎について、その建築史上の特徴と保存の意義、保存を巡る課題について紹介していただきました。いずれも、それぞれの時代や分野における新たな知見をお示しいただいたものであり、今後の研究の深化や活動の進展が期待されます。（H・H）

「島根史学会会報」第五四号 二〇一六年八月三十一日発行

編集・発行 島根史学会（会長・井上寛司）

（〒六九〇一八五〇四 松江市西川津町一〇六〇

島根大学法文学部歴史と考古教室 気付

電話 （〇八五二）三二一六一九一

振替口座 松江 〇一四七〇一〇一八九八四 島根史学会

印 刷 有松本印刷

電 話 （〇八五二）五四一一二〇八